
富士見市国土強靱化地域計画

(案)

令和4年〇月

富士見市

富士見市国土強靱化地域計画 目次

第1章 はじめに

- 1-1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 強靱化の基本的考え方

- 2-1 国及び埼玉県の強靱化政策の状況・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 本市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-3 本市の強靱化の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 想定する大規模自然災害の整理

- 3-1 想定する大規模自然災害の種類・・・・・・・・・・ 15
- 3-2 想定する大規模自然災害の規模・・・・・・・・・・ 15

第4章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性の分析・評価

- 4-1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）・・ 18
- 4-2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性の分析・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第5章 施策分野ごとの強靱化に向けた方針

- 5-1 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 5-2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野の関係・・ 42
- 5-3 施策分野ごとの取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 5-4 施策分野ごとの重点的に推進する取組の設定・・・・・・・・ 56
- 5-5 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動・・・・・・・・ 57

第6章 地域強靱化の推進に向けて

- 6-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保・・・・・・・・・・ 61
- 6-2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進・・ 62
- 6-3 進捗状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 6-4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第1章 はじめに

1-1 策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、平成 26 年 6 月に国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められた。この規定に基づき、平成 29 年 3 月に埼玉県国土強靱化に係る県の他の計画の指針となる「埼玉県地域強靱化計画」が定められた。

基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められている。都道府県及び市町村も、その区域における国土強靱化の施策推進（以下「地域強靱化」という。）に関する内容を定め、他の計画等の指針となる国土強靱化地域計画を策定できるとされた。本市においても被害が生じる災害が発生しており、災害から学んだことを活かし、同じような事態が発生しないようにすることが必要である。

本市では、基本法及び国と埼玉県の計画に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安心安全を守るため、富士見市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

1-2 策定の経緯

本計画の策定に当たっては、専門家からの意見・助言を受けた。

また、強靱化に関する施策に総合的かつ計画的に取り組むため、庁内に危機管理監を委員長とする「富士見市国土強靱化地域計画策定委員会」を設置して検討を進めた。

1-3 位置付け

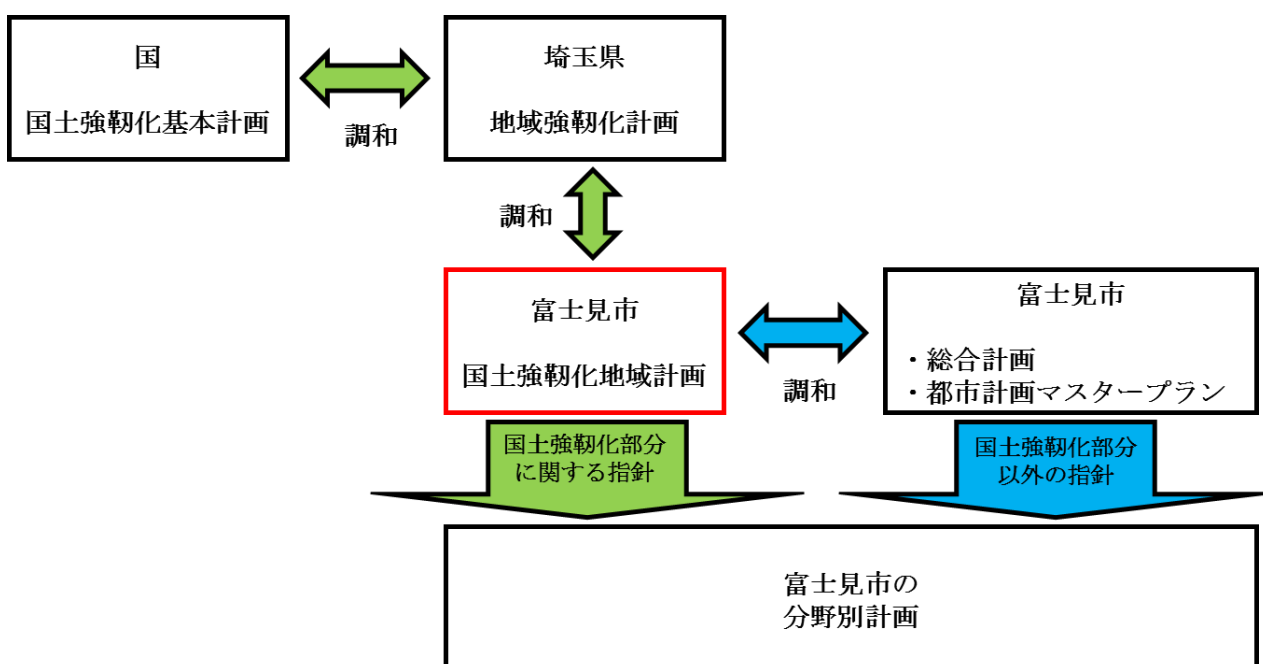
本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものであり、地域強靱化に係る本市の個別計画等の指針となるも

のである。

また、本計画は県の「埼玉県地域強靱化計画」及び本市の総合的な行政計画である「富士見市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」及び「富士見市都市計画マスタープラン」との調和を重視して検討を進め、地域強靱化に関する部分の方向性や施策展開を示すため策定した。

なお、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、災害対策基本法に基づく「富士見市地域防災計画」は発災後の応急復旧をも対象とし、役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

<計画の位置付けのイメージ>



第2章 強靱化の基本的考え方

2-1 国及び埼玉県の強靱化政策の状況

1 国の状況

平成25年12月に公布・施行された基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。これを受けて、平成26年6月に基本計画が定められている。

(1) 基本計画の理念

基本計画では、以下に示す事項が国土強靱化の理念として掲げられている。

- 大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等の備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行うことが必要
- この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得することが必要

(2) 基本計画の基本目標

以下の4項目を基本目標として、「国土強靱化」を推進することとしている。

基本目標Ⅰ	人命の保護が最大限図られること
基本目標Ⅱ	国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
基本目標Ⅲ	国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
基本目標Ⅳ	迅速な復旧復興

(3) 基本計画における事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 埼玉県の状況

埼玉県では、基本法に基づき、県の強靱化に関する基本的な方向性を定める「埼玉県地域強靱化計画」を平成29年3月に策定した。

(1) 国土強靱化における埼玉県の担う役割

埼玉県は、道路ネットワークの充実により、災害時の救援物資の収集・搬送や自衛隊等の活動のための中継点として、広域的な支援の「つなぎ役」を果たすことができるとともに、東京の都心部に甚大な被害があった場合には、我が国の行政中枢機能の業務を継続させるための代替機能を発揮することができるとしている。

(2) 埼玉県地域強靱化計画の基本目標

国の基本計画との調和を保ちつつ、埼玉県の地域特性を活かした基本目標として、5つの基本目標を設定している。

- I 県民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること
- V 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること

(3) 事前に備える目標（行動目標）

5つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、事前に備える目標を次のとおり設定している。

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
- 目標9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

2-2 本市の地域特性

1 位置・面積

本市は埼玉県の南部に位置し、東部はさいたま市、北部は川越市、西部はふじみ野市及び三芳町、南部は志木市に接している。また、さいたま市中心部へ約10km、東京都中心部へ約30km圏に位置している。

市域面積は約1,977 haで、東西に約7.0km、南北に約6.8kmと北部に突き出した箇所はあるものの、全体的に丸みを帯びた形となっている。



図 広域的位置図

(出典 富士見市都市計画マスタープラン)

2 地形的特徴

本市は関東平野の西部に位置し、北東部には荒川と新河岸川が流れ、北部と東部には標高6m以下の荒川が作り出した低地部が形成されている。西部から南西部にかけては、武蔵野台地が広がっており、台地面は新河岸川の支流や柳瀬川によって削られてできた入り組んだ谷地形の風景がみられる。

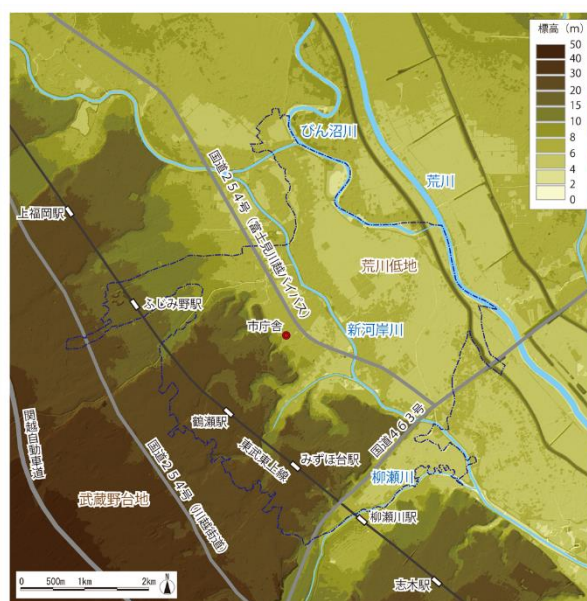


図 標高地形図

(出典 富士見市都市計画マスタープラン)

3 市の沿革

年月日	出来事
明治 22 年 4 月	町村制が施行され、鶴瀬、南畑、水谷の各村が発足
昭和 31 年 9 月 30 日	鶴瀬、南畑、水谷の 3 村が合併して富士見村が発足
昭和 39 年 4 月 1 日	富士見村が町制を施行し、富士見町が発足
昭和 47 年 4 月 10 日	富士見町が市制を施行し、富士見市が発足

4 気候

埼玉県は、冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥する。夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴である。また、四季の変化は規則正しく明瞭で、生活にはおおむね好適といえる。

本市は、埼玉県の南部に位置するため、冬の北西の季節風は比較的弱い、日本海を発達した低気圧が通るときに南の風が強まる。朝の冷え込みは比較的弱い、冬においても、県内では暖かい地域といえる。霜の降りる期間も短い。

本市の 2019 年の年平均気温は 16.1℃で、最高気温は 8 月の 38.4℃、最低気温は 1 月の -3.4℃であった。年間降水量は 1,704.0mm で、日最大降水量は台風第 19 号による 10 月 12 日の 325mm であった。

その他、本市総合体育館の屋根が崩落した際の降雪量(最大積雪深)は、2014 年 2 月 15 日に、朝霞県土整備事務所で 35.0cm、川越県土整備事務所で 39.0cm を記録している。(本市には、積雪量測定基準点がない。)

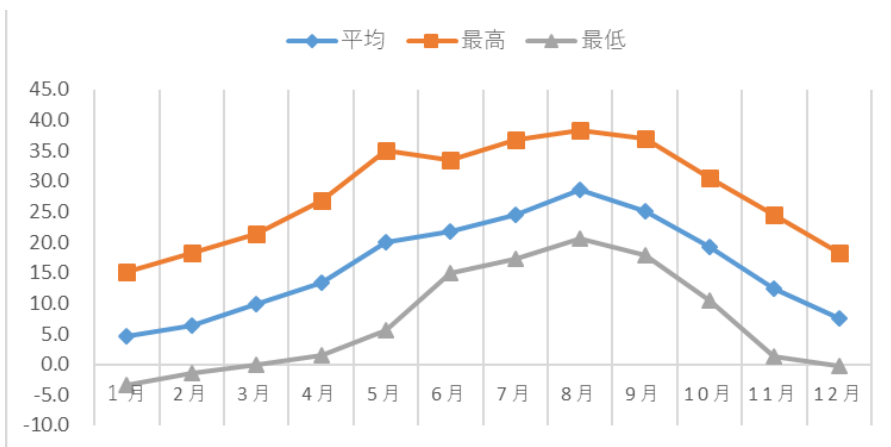


図 本市の気温データ (2019年) (出典 統計ふじみ)

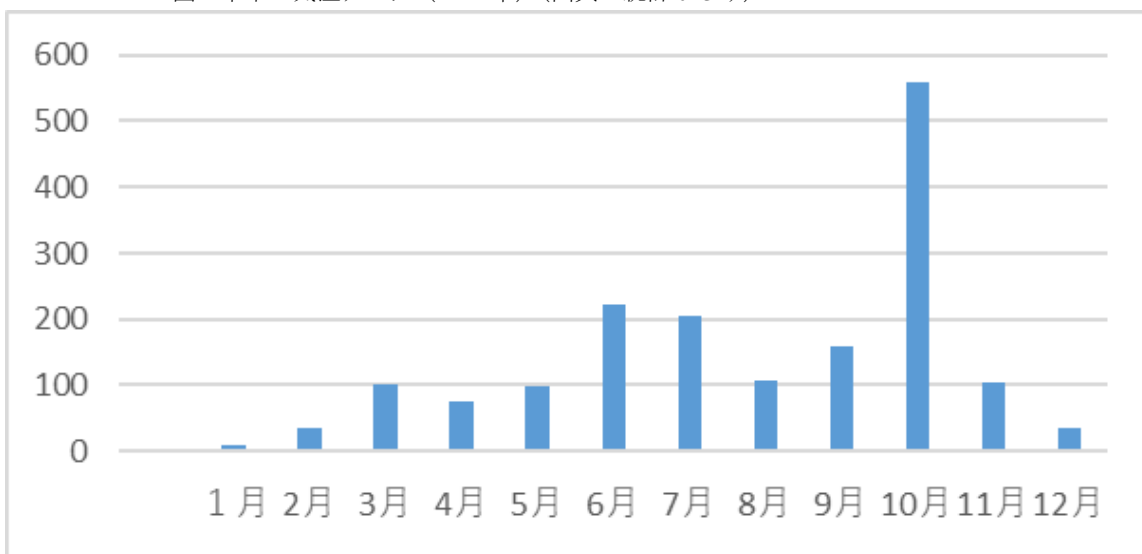


図 本市の降雨量データ (2019年) (出典 統計ふじみ)

5 人口動向

(1) 人口推移

本市の総人口は 2025 年（令和 7 年）にピークを迎え、以降減少段階に入るものと見込まれている。年齢区分別人口では、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあることが推測される。一方で 75 歳以上の人口は増加が続くことが推測されるが、65～74 歳の人口については、2040 年（令和 22 年）にピークを迎え、その後減少傾向に入ることが見込まれている。

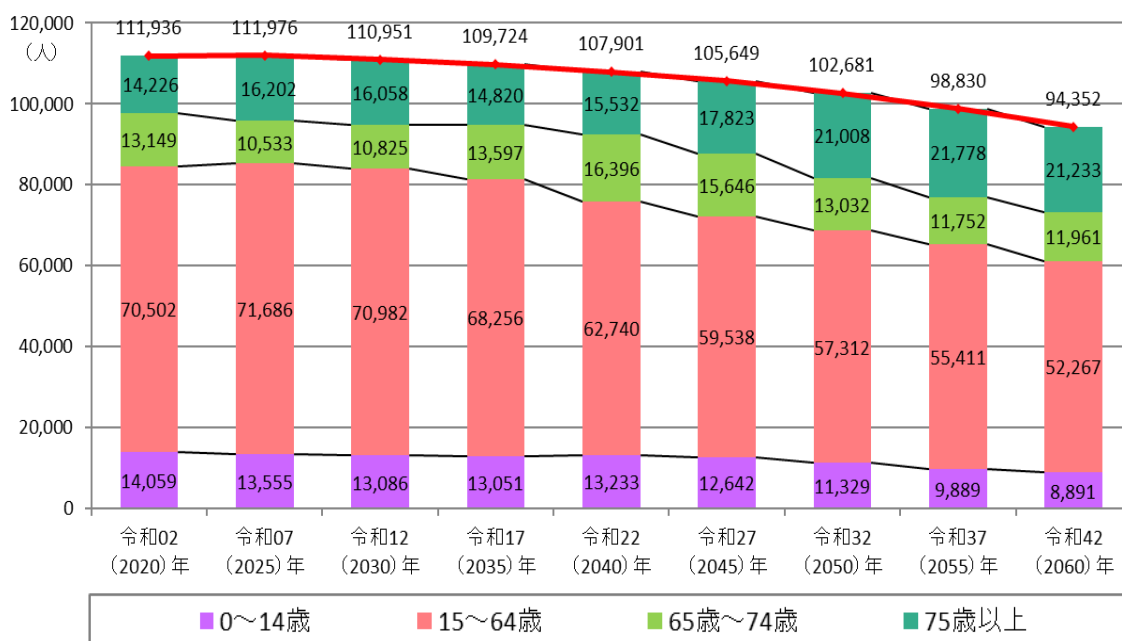


図 人口推移
(出典 令和 2 年 富士見市人口ビジョン)

(2) 人口分布

2015年（平成27年）から2040年（令和22年）（推計）の人口密度の増加数は、東武東上線のふじみ野駅周辺が特に多くなっており、次いでみずほ台駅の東側や針ヶ谷地区、鶴馬一丁目周辺で多くなっている。一方で鶴瀬駅やみずほ台駅の西側、鶴馬三丁目周辺や水谷東地区などで減少数が特に多くなっており、市内の多くの区域で人口減少が推測されている。

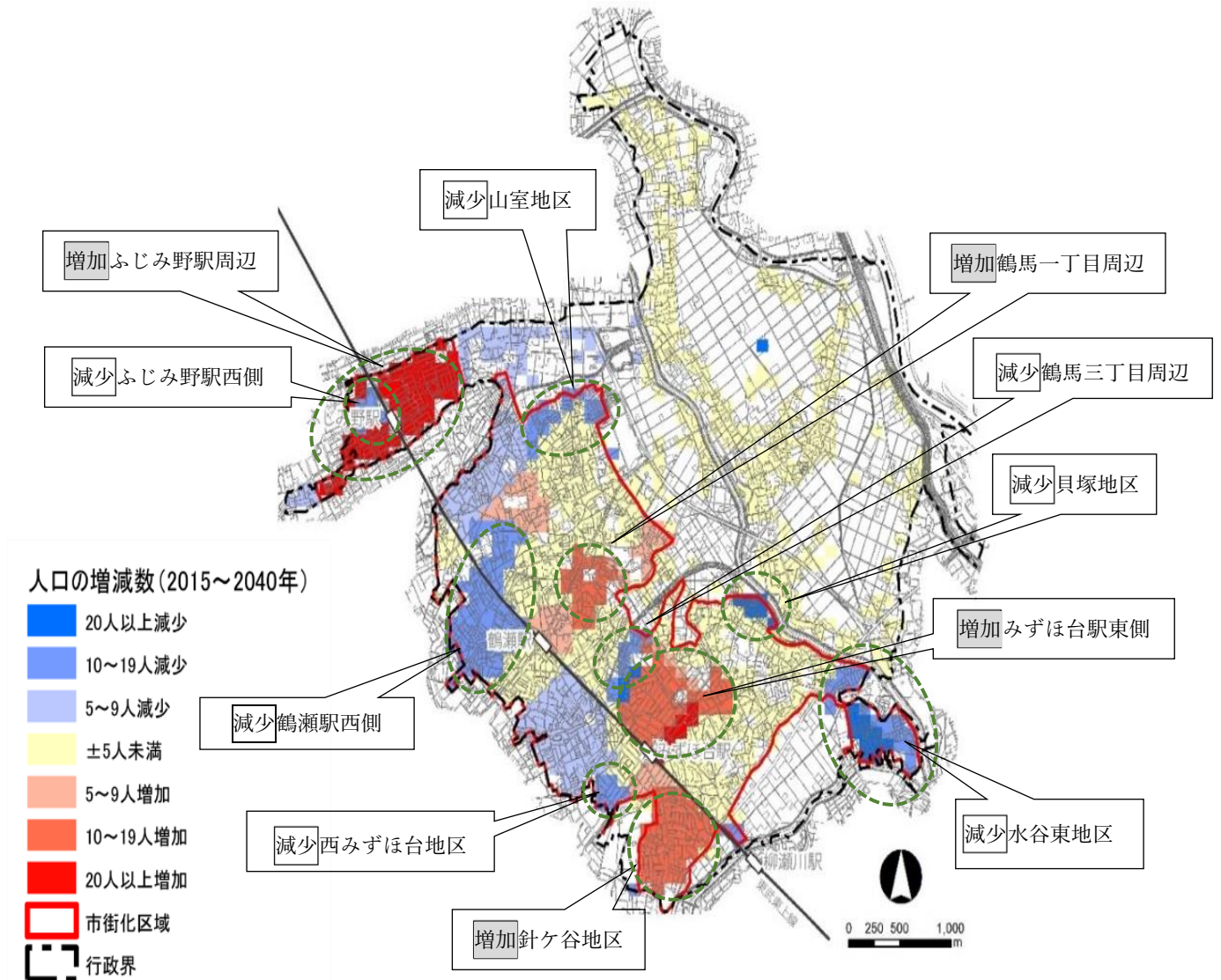


図 人口の増減（2015年（平成27年）～2040年（令和22年））

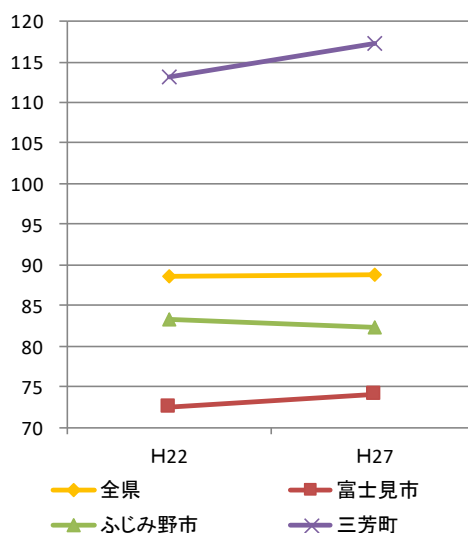
（出典 富士見市都市計画マスタープラン）

(3) 昼夜人口比率

平成27年国勢調査によると、本市の昼夜人口比率は74.0%であり、県内全市町村の中で最も低くなっている。

順位		比率	順位		比率
	全 県	88.9	32	越 生 町	88.5
1	三 芳 町	117.2	33	三 郷 市	88.4
2	美 里 町	104.9	34	吉 見 町	87.8
3	川 島 町	103.1	35	越 谷 市	87.3
4	本 庄 市	102.8	36	和 光 市	87.3
5	嵐 山 町	102.5	37	入 間 市	86.5
6	東 松 山 市	100.3	38	幸 手 市	86.3
7	滑 川 町	98.9	39	所 沢 市	86.1
8	伊 奈 町	98.9	40	長 瀨 町	86.0
9	熊 谷 市	97.9	41	新 座 市	85.7
10	羽 生 市	97.0	42	上 里 町	84.7
11	川 越 市	96.6	43	桶 川 市	84.4
12	寄 居 町	96.3	44	草 加 市	84.0
13	八 潮 市	96.2	45	蕨 市	83.2
14	秩 父 市	96.0	46	蓮 田 市	82.9
15	鳩 山 町	95.6	47	春 日 部 市	82.8
16	日 高 市	95.4	48	上 尾 市	82.7
17	狭 山 市	94.9	49	横 瀬 町	82.7
18	深 谷 市	94.1	50	朝 霞 市	82.6
19	小 鹿 野 町	93.5	51	ふ じ み 野 市	82.4
20	さいたま市	93.0	52	小 川 町	82.1
21	毛 呂 山 町	92.8	53	宮 代 町	82.1
22	加 須 市	92.6	54	川 口 市	82.0
23	坂 戸 市	92.4	55	鶴ヶ島市	80.7
24	神 川 町	91.6	56	吉 川 市	80.1
25	皆 野 町	91.5	57	北 本 市	80.1
26	戸 田 市	91.3	58	鴻 巣 市	79.9
27	久 喜 市	90.5	59	東 秩 父 村	79.5
28	行 田 市	89.8	60	志 木 市	79.1
29	ときがわ町	89.8	61	松 伏 町	77.9
30	飯 能 市	89.3	62	白 岡 市	77.3
31	杉 戸 町	89.0	63	富 士 見 市	74.0

平成27年10月1日現在
資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」



順位	H22	H27
県内63市町村	63	63
県内40市	40	40
南西部7市町	7	7

昼夜間人口とは
常住人口(夜間人口)100人当たりの昼間人口
(従業地・通学地人口)の割合

6 産業・経済

平成29年度の市内総生産は、1,841億3,100万円(名目)であり、内訳としては、第1次産業、7億3,600万円、第2次産業、220億1,300万円、第3次産業、1,600億2,600万円となっている。

農業は、都市化や高齢化の進展の中で、耕地面積・農業従事者ともに減少しているものの、令和元年の農業産出額は約13億円となっている。作目別では「野菜」の産出額が約8億4,000万円、次いで「米」の約3億6,000万円となっている。

単位：1,000万円

合計	米	いも類	野菜	果実	花き	乳用牛
131	36	2	84	4	×	3

表 作目別農業産出額(抜粋)
(出典 令和元年 市町村別農業産出額(推計))

工業は、2019年次の事業所数が47事業所、従業者数が763人、製造品出荷額等が約205億680万円となっている。業種別では「生産用機械器具」、次いで、「金属製品」、「電気機械器具」、「食料品」と続いている。

産業分類	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
製造業計	47	763	2,056,798
食料品製造業	3	72	78,759
繊維工業	1	7	×
家具・装備品製造業	2	33	×
印刷・同関連業	2	51	×
化学工業	1	28	×
石油製品・石炭製品製造業	2	48	×
プラスチック製品製造業	2	19	×
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	14	×
窯業・土石製品製造業	2	24	×
鉄鋼業	1	52	×
非鉄金属製造業	1	97	×
金属製品製造業	6	70	105,239
はん用機械器具製造業	2	20	×
生産用機械器具製造業	6	60	139,742
業務用機械器具製造業	1	9	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	5	×
電気機械器具製造業	4	60	88,492
情報通信機械器具製造業	2	24	×
輸送用機械器具製造業	1	4	×
その他の製造業	6	66	51,527

表 地域別統計表データ
(出典 2020年工業統計表)

商業は、平成26年の事業所数は403、従業者数は3,251人、年間商品販売額は631億9,400万円となっている。

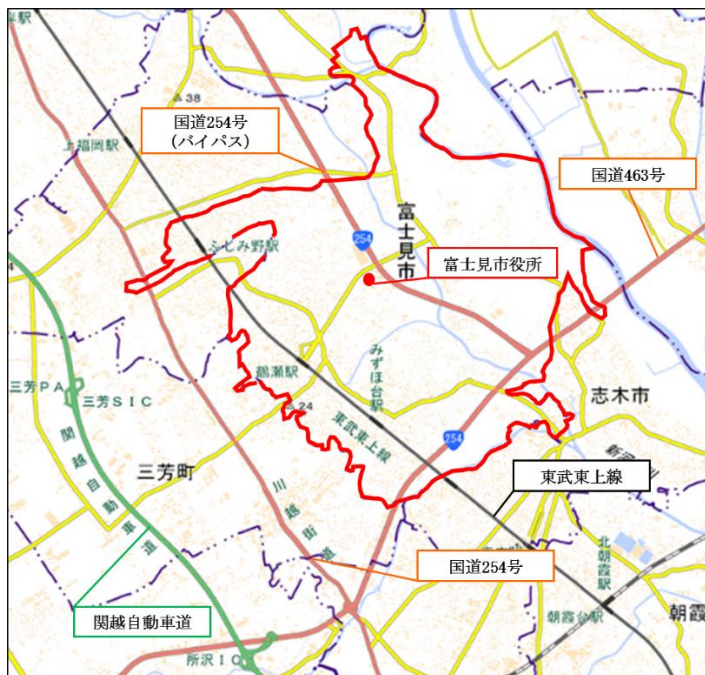
事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)		
総数	卸売店	小売店	総数	卸売店	小売店	総数	卸売店	小売店
403	54	349	3,251	469	2,782	63,194	19,047	44,147

表 商業の推移
(出典 統計ふじみ)

7 交通

主要な道路は、南北方向に国道254号バイパスが通り、南部の東西方向に国道463号、また市外西部には、南北方向に関越自動車道、国道254号が通っている。

鉄道は西部の南北方向に東武東上線が通っており、市内にはみずほ台駅、鶴瀬駅、ふじみ野駅がある。鶴瀬駅から東京都にある池袋駅までは約30分でアクセスが可能である。



(出典 地理院地図/GSI Maps (国土地理院) を加工して作成)

8 本市の想定している地震

県の公表している「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」に基づく以下の5つの地震を対象とする。

海溝型	東京湾北部地震 【M7.3】	今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震 【M7.3】	
	元禄型関東地震 【M8.2】	今後30年以内の地震発生確率 ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震【M8.1】	今後30年以内の地震発生確率 ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震 【M7.4】	今後30年以内の地震発生確率 0.5%～2%

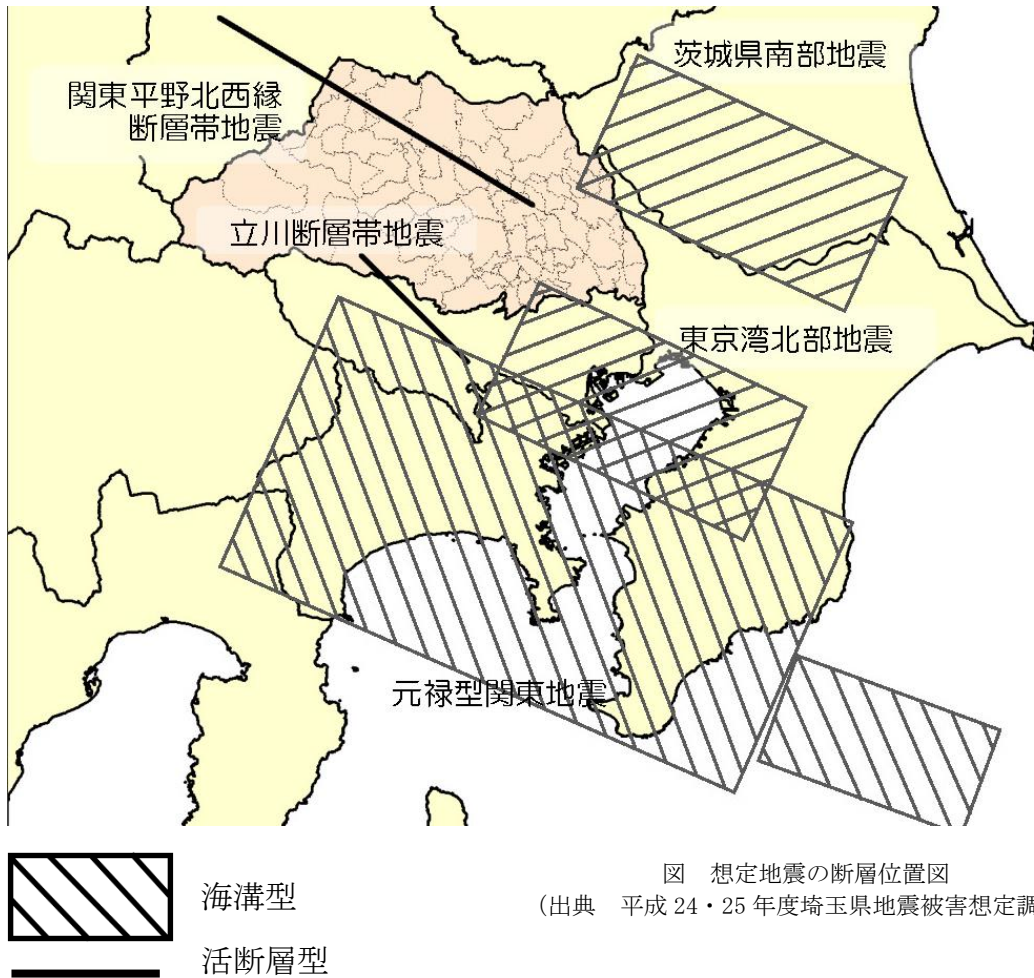


図 想定地震の断層位置図
 (出典 平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査)

9 過去に富士見市に被害をもたらした災害

(1) 地震被害

本市で地震災害として記録に残っているものは、大正 12 (1923) 年 9 月 1 日に、マグニチュード 7.9 の関東南部を震源とした地震、いわゆる「関東大震災」である。被害内容としては、家屋の全壊 83 戸、半壊 53 戸の被害があったが、液状化が発生したという記録はない。

「関東大震災」以降、地震により大きな被害は受けていないが、平成 23 (2011) 年の東日本大震災では、本市でも震度 5 弱が観測され、帰宅困難者の発生や電力の供給等に影響があった。

(2) 風水害

本市は昭和 57 年 9 月 12 日台風 18 号、平成 3 年 9 月 19 日台風 18 号などに伴う豪雨による水害で大規模な床上・床下浸水被害が発生していた。近年は河川改修及び排水ポンプ等の整備が進んでおり、床上・床下浸水等の被害は少なくなっているが、異常気象による集中豪雨(ゲリラ豪雨)が増えており、

平成28年8月22日台風9号、平成29年10月22日台風21号などにより、一部の地域で床上・床下浸水のほか、一時的に道路冠水などの被害が発生している。

また、令和元年10月12日台風19号では、観測史上最多の降雨量を記録した。

本市における主な風水害（災害救助法適用）

発生年月日	災害内容	総雨量 (mm)	災害の概要							
			住宅被害（棟）			床上 浸水	床下 浸水	道路冠水 (箇所)	河川溢水 (箇所)	その他
			全壊	半壊	一部 破損					
昭和 57 年 9 月 12 日	台風 18 号	180				1,031	1,254	橋梁 1	決壊 4	
平成 3 年 9 月 19～20 日	台風 18 号	170				480	1,540	19		
令和元年 10 月 12 日	台風 19 号	337				77	176	20		

表 富士見市における主な風水害の記録（抜粋）
（出典 富士見市地域防災計画（資料編））

(3) 大雪被害

平成 26（2014）年 2 月 14 日から 16 日の降雪では、関東甲信地方に大雪が降り、熊谷市で 62 c m、秩父市では 98 c m と、観測史上最大の積雪を記録した。

この大雪の影響で、市民総合体育館のメインアリーナの屋根が全面崩落する被害が発生したほか、市内各所でカーポートやビニールハウスが潰れる被害が発生した。



写真 市民総合体育館屋根崩落事故

10 富士見市の利便性

(1) 道路ネットワーク

本市は、県の南部に位置し、県内主要都市の道路ネットワークの中継点となり得ることができる。

南北方向の一般国道 254 号により川越市と東西方向の一般国道 463 号により、東はさいたま市、西は所沢市（関越自動車道）と接続され、県内主要都市とのアクセスが容易な場所に位置している。

(2) 都心へのアクセス

本市に所在する東武東上線鶴瀬駅から東京都にある池袋駅までは約 30 分でアクセスが可能である。

2-3 本市の強靱化の方向性

1 基本目標

想定する大規模自然災害等が発生した場合、状況によっては、首都圏等の被害が大きくなり、支援等がそちらに集中することも予想される。また、埼玉県は、強靱化において広域的な支援の「つなぎ役」を果たすとされており、本市についても、首都圏に所在し、県の主要都市を接続する地域に位置することから、県や周辺自治体、自衛隊等と連携を強化し、埼玉県の果たす役割を一部担う等、国及び県全体の強靱化に寄与することが期待される。

これらのことから、大規模自然災害等が発災した際に、国や県からの支援を受けることなく市民の安全を確保し、被害を軽減するとともに、迅速な復旧・復興等が可能になるよう、本市の強靱化を推進する。この際、国や県の強靱化施策との連携を図り、効率的な強靱化の推進に努める。

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定する。

基本目標Ⅰ	市民の生命を最大限守ること
基本目標Ⅱ	地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
基本目標Ⅲ	市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
基本目標Ⅳ	迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

2 事前に備える目標（行動目標）

4つの基本目標を基に、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定する。

- 1 人命の保護
- 2 迅速な救助・救急活動等及び被災者等の健康、衛生状況の確保
- 3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- 4 必要不可欠な行政機能の確保
- 5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧
- 6 経済活動の機能維持
- 7 二次災害の防止
- 8 迅速な復旧・復興

第3章 想定する大規模自然災害の整理

3-1 想定する大規模自然災害の種類

市内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、洪水、大雪の3種類を基本とする。

3-2 想定する大規模自然災害の規模

1 地震

市では、地震災害対応については発生確率の高い東京湾北部地震を対象としながらも、最大の被害を発生させ得る活断層型地震を意識外に置くことなく様々な事象を想定しながら対策を講じているところである。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減を図るための施策を示すことが必要であることから、「東京湾北部地震」の被害想定を中心としつつ、建物被害及び人的被害については、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」の被害想定を考慮し、市内で発生を想定し得る最大規模の災害を想定して、「起きてはならない最悪の事態」の検討を行う。

【東京湾北部地震での富士見市の主な被害想定】

最大震度	マグニチュード	液状化可能性(高い+やや高い面積率)	建物被害		人的被害		最大避難者(人)	帰宅困難者(人)
			全壊(棟)	半壊(棟)	死者(人)	負傷者(人)		
6強	7.3	43.2%	191	580	2	84	1,915	3,981

【関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）での富士見市の主な被害想定】

最大震度	マグニチュード	液状化可能性(高い+やや高い面積率)	建物被害		人的被害		最大避難者(人)	帰宅困難者(人)
			全壊(棟)	半壊(棟)	死者(人)	負傷者(人)		
6強	8.1	39.5%	394	1,301	8	209	2,335	3,792

※いずれも被害が最大となるケースの数値
(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

2 洪水

国土交通省の荒川水系荒川浸水想定区域図（平成 28 年 5 月、荒川流域の 3 日間総雨量 632mm）で指定された本市域の浸水想定（富士見市防災ガイドブック参照）を本計画の被害想定とする。荒川が氾濫した場合には、流域人口約 15,000 人に影響を及ぼす可能性がある。

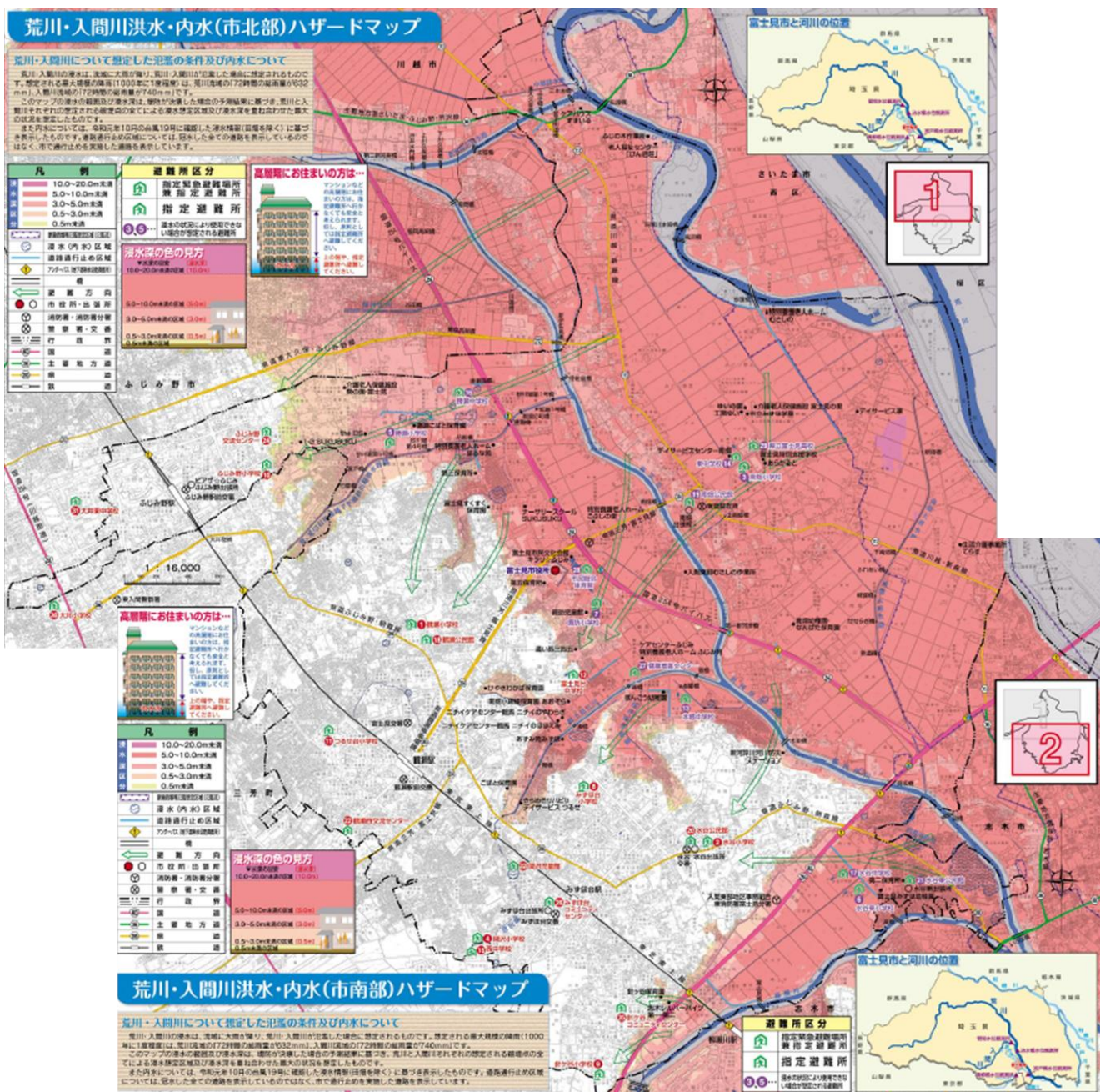


図 洪水・内水ハザードマップ
 (出典 富士見市防災ガイドブック)

3 大雪

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成 26 年 2 月は、秩父市で 98cm、熊谷市で 62cm と、観測史上最大の積雪となった。雪害は、カーポートの被害など、市民生活への影響のほか、特に農業や交通に被害をもたらすとともに、施設の屋根が崩落する等、予測が難しい被害が発生する可能性がある。

<最大積雪深>

観測地	積雪深 (c m)	観測地	積雪深 (c m)
さいたま市	21.5	朝霞市	35.0
川越市	39.0	熊谷市	62.0
東松山市	45.0	秩父市	98.0

(出典 過去の気象データ (気象庁ホームページ))

第4章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性の分析・評価

4-1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画及び県の地域計画の「起きてはならない最悪の事態」との調和に留意しつつ、地域及び想定する災害の特性等を踏まえ、8つの「事前に備える目標」に対し、その妨げとなるものとして、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

2 事前に備える目標(行動目標)と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備える目標 (行動目標)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	人命の保護	1-1	火災により、死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、死者・負傷者が発生する事態
		1-3	異常気象等により、死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応の遅延等により、要救助者・行方不明者が発生する事態
2	迅速な救助・救急活動等及び被災者等の健康、衛生状況の確保	2-1	救助・捜索活動等が遅延・不足する事態
		2-2	被災地域及び避難所の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	建築物の倒壊等により、道路・鉄道等が閉塞し、交通麻痺が長期化する事態
		3-2	大量の帰宅困難者が発生する事態
		3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態
4	必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市庁舎及び職員の被災により、行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	給水停止が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
6	経済活動の機能維持	6-1	農業の生産力が大幅に低下する事態
		6-2	産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害の防止	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	危険物・有害物質等が流出する事態
8	迅速な復旧・復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

4-2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性の分析・評価

21の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、脆弱性を分析・評価し、このような事態の発生の回避及び被害を軽減するための取組を整理した。

【行動目標 1：人命の保護】

○ リスクシナリオ1-1

リスクシナリオ	火災により、死者・負傷者が発生する事態
脆弱性の分析・評価	
<p>◇ 建築物の不燃化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災の被害を抑制するため、特に密集市街地における建築物の不燃化を推進する必要がある。 <p>◇ 消防救急体制・火災予防について</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防の実施する消防施設等の整備強化に協力するとともに、水利の整備を進める必要がある。 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る必要がある。 災害時に医療機能を維持するため、平常時から災害時における医療救護体制及び医療資機材の整備・充実を図る必要がある。 公共施設や福祉施設等において、関係法令等に基づいた、適切な防火管理体制等の徹底を図る必要がある。 住宅用火災警報器について、機器の取り替えの周知及び未設置住宅への設置促進を図る必要がある。特に、高齢者家庭や住宅等に対して、積極的に推進することが必要である。 地震後の通電火災発生防止対策を図る必要がある。 <p>◇ 地域防災力について</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の被害を抑制するためには、共助が重要であり、町会単位での防災組織及び避難所単位での防災連絡会の一層の充実・強化を図る必要がある。 市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。 自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる人材を育成する必要がある。また、防災の知識等を地域に普及することのできる人材を併せて育成することが必要である。 	

- ・ 自分の命を守り、他人や地域のために行動できる子どもを育成するため、実践的な防災教育に取り組む必要がある。

◇ 避難行動の支援について

- ・ 災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。

◇ 市街地について

- ・ 適切に維持管理されていない空家等の増加は、災害による危険性が増すだけでなく、住環境の悪化の問題が懸念されることから、その解決に向けた取組が必要である。
- ・ 火災時の延焼を抑制するため、緑地の確保や狭あい道路の拡幅、良好な住環境の整備のほか、市街地整備を推進する必要がある。
- ・ 市街地での救助活動等を容易とするため、平常時から、道路啓開作業等について建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。

事態発生回避及び被害軽減のための取組

○ 消防力の充実

- ・ 水利の不足している地域等への消防水利施設の計画的な整備を図り、消防力発揮の基盤の充実を図る。
- ・ 大規模災害等において重要な役割を担う消防団の人員確保については、イベントなどにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図る。

○ 救急・医療対策

- ・ 平常時から消防機関、保健所と災害時の医療救護活動等について連携を図るとともに、医師会等と協定を締結することにより、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、協力体制の充実を図る。
- ・ 医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資について、民間企業等と協定等を締結することにより、調達体制の整備を図る。

○ 防災（防火を含む。）意識の高揚、防災（防火を含む。）教育の充実

- ・ 災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた防災ガイドブック等の資料を作成するとともに、出前講座の実施やホームページへの掲示等により、火災予防も含めた防災知識の普及啓発を図る。
- ・ 児童生徒等の発達段階に応じた防災（防火）教育を実施し、防災等に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域に貢献できる児童生徒の育成を図る。

- **防火対策の充実**
 - ・ 住宅火災を防止するため、消防に協力し、火災警報器の設置・更新及び通電火災を防止するための普及啓発を図る。
- **自主防災組織の育成強化と活性化**
 - ・ 災害等に強い地区を育成するため、自主防災組織及び防災連絡会の結成、育成支援を実施する。
 - ・ 自主防災組織等の活動を活性化するため、市民を対象とした富士見防災リーダー養成講座及び指導員養成講座を実施する。
 - ・ 市民の防災への理解及び複数の自主防災組織の連携を促進するため、防災訓練及び小学校区での避難所運営会議を定期的実施する。
- **コミュニティ組織の充実**
 - ・ 町会や民生委員など、地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図る。
- **避難行動要支援者等への対応**
 - ・ 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の逃げ遅れ等を防止するため、避難行動要支援者の把握や名簿登録に努めるなど、避難・誘導體制の整備を図る。
 - ・ 災害時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供などを実施する。
- **高齢者が安心して暮らせる環境づくり**
 - ・ 関係機関と協力し、高齢者に対する地域における声かけや見守り体制の充実を図る。
- **誰もが活動しやすい安心・安全なまちづくり**
 - ・ 災害時の避難行動を円滑にするために、バリアフリーのまちづくりを推進する。
- **住環境に悪影響を及ぼす空家等への措置**
 - ・ 著しく保安上危険で衛生上有害な住環境に悪影響を及ぼす空家等について、建築基準法や空家等対策の推進に関する法律等に基づいた、適正な管理の助言・指導や除去・解体その他保安・衛生上必要となる措置を進める。
 - ・ 住宅の適正管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指す。
- **災害に強い都市づくり**
 - ・ 延焼防止や緊急輸送のために幹線道路の整備を推進するとともに、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する。

- ・ 土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、老朽化した木造住宅密集地の改善などの燃えないまちづくりを推進する。
- ・ 密集市街地では、市民協力による狭あい道路の整備、空地やすみ切りの確保などを促進する。
- ・ 民間建築物などの耐震化を促進する。
- ・ 炊き出しなどに対応した設備や防災倉庫の設置などを通じた公園の防災機能強化を進める。
- ・ 生産緑地地区の災害発生時の利用について体制づくりを進める。
- ・ 市民協働により、避難に関する情報周知や避難訓練などを通じ、災害に強いまちづくりを進める。
- ・ 災害からの復興を円滑に進めるために、復興事前準備の取組を推進する。
- ・ 避難を要する災害と感染症などが同時発生する状況に対応するため、感染防止対策を徹底した避難所運営要領を周知する。

○ リスクシナリオ1-2

リスクシナリオ	建築物の倒壊により、死者・負傷者が発生する事態
脆弱性の分析・評価	
◇ 建築物の耐震化について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の被害を抑制するため、公共施設等、多数の方が利用する建築物、旧耐震基準で建てられた既存建築物、ブロック塀等の耐震化を推進する必要がある。 	
◇ 消防救急体制・火災予防について（再掲）	
◇ 地域防災力について（再掲）	
◇ 避難行動の支援について（再掲）	
◇ 市街地について（再掲）	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
○ 建築物の耐震化等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設及び公共施設の特定天井等の非構造部材の耐震化を推進するとともに、「公共施設等総合管理方針」等に基づいた計画的な更新を行う。 ・ 延焼防止や緊急輸送のために幹線道路の整備を推進するとともに、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する。 ・ 民間建築物などの耐震化を促進する。 ・ 安全な避難場所の確保、避難路や通学路などの避難所に通じる道路の沿道建築物の耐震化を促進する。 	

- ・ 倒壊による被害を抑制するため、危険なブロック塀等の撤去を支援する。
- ・ 老朽化した市の施設等の計画的な建て替えを実施する。
- **民間企業による被害の発生抑制・軽減**
 - ・ 公助等が効果的かつ迅速に行えるよう、災害対応に関する民間企業の活用について協力体制の充実を図る。
- **市の災害対応能力の強化**
 - ・ 災害対策本部や市の防災活動等が被災時に機能するよう、計画の見直し及び職員訓練・研修を実施する。
 - ・ 危機管理に係る職員等を必要な研修等に参加させる。
 - ・ 防災拠点となる庁舎などの公共施設を耐震化するとともに、災害対策本部の代替場所の充実を図る。
 - ・ 指定避難所等において、計画的な物資の備蓄を行う。
- **自助に対する支援**
 - ・ 家具類の固定支援等、減災に向けた自助の支援を実施する。
- **小学校区の災害対応力の向上**
 - ・ 教職員と行政職員及び地域の住民等との連携を推進し、避難所となる小学校区の災害対応力の向上を図る。施設については、バリアフリー化とともに、計画的な大規模耐震工事を実施する。
- **消防力の充実（再掲）**
- **救急・医療対策（再掲）**
- **防災（防火を含む。）意識の高揚、防災（防火を含む。）教育の充実（再掲）**
- **自主防災組織の育成強化と活性化（再掲）**
- **コミュニティ組織の充実（再掲）**
- **避難行動要支援者等への対応（再掲）**
- **高齢者が安心して暮らせる環境づくり（再掲）**
- **誰もが活動しやすい安心・安全なまちづくり（再掲）**
- **住環境に悪影響を及ぼす空家等への措置（再掲）**
- **災害に強い都市づくり（再掲）**

○ リスクシナリオ1-3

リスクシナリオ	異常気象等により、死者・負傷者が発生する事態
脆弱性の分析・評価	
<p>◇ 河川について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の主要な河川には、荒川や新河岸川、柳瀬川があり、これらの流域には多くの市管理の河川や水路を有している。近年、集中豪雨等に伴う雨水排水が課題であることから、今後も河川改修など計画的に推進していく必要がある。 <p>◇ 雨水排水について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、31ヶ所に雨水排水ポンプ施設を設置しており、台風や集中豪雨に対応している。市民の安心安全な生活環境を目指し、今後も雨水排除対策を推進するとともに、施設・設備の適切な維持管理を図る必要がある。 近年の集中豪雨等により、都市部での内水被害が発生しており、その原因等を究明し、内水被害の恐れのある地域ごとに対策を実施する必要がある。 <p>◇ 急傾斜地について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、土砂災害特別警戒区域12箇所、土砂災害警戒区域15箇所が指定されており、土砂災害を防止するため、風雨や地震または自然風化などにより崩壊する危険性のある傾斜地等の解消を推進する必要がある。 <p>◇ 情報の収集・伝達について</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、効果的な体制を確立する必要がある。 情報通信の麻痺に備えつつ、災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。 <p>◇ 地域防災力について（再掲）</p> <p>◇ 避難行動の支援について（再掲）</p>	
事態発生回避及び被害軽減のための取組	
<p>○ 河川の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川や水路及び雨水排水ポンプ施設の適正な維持管理に努め、更なる雨水被害の軽減を図る。 <p>○ 既設雨水排水ポンプ施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水排水ポンプ施設について、計画に基づき、調査点検、修繕を実施することにより、施設の最適化、長寿命化を図る。 <p>○ 公共下水道（雨水）整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 内水被害の軽減を図るため、計画的に雨水幹線の整備を進める。 	

- **総合的な雨水排除対策の推進**
 - ・ 水害・土砂災害に対し安全性の高い市街地への居住誘導を検討する。
 - ・ 水害発生時に浸水が想定される地域では、浸水被害を受けにくい建築物の誘導について検討する。
 - ・ 洪水・内水ハザードマップの活用により浸水想定区域を周知し、被害の縮小と市民の自助意識・防災意識の向上を図る。また、水害被害抑制のため、マイ・タイムラインの普及啓発に努める。
 - ・ 浸水被害の縮小を図るため、農地や緑地の保全に向けた対応を検討し、土地の持つ遊水機能を保持する。
- **急傾斜地崩壊防止対策の推進**
 - ・ 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の対策を計画的に推進する。
- **新たな市街地開発**
 - ・ 新たな市街地開発の際には防災対策を検討する。
- **情報収集・伝達体制の強化**
 - ・ 防災行政無線及び防災用移動無線機を更新するとともに、衛星を活用した防災情報の収集・伝達体制を引き続き確保する。
 - ・ 情報通信の麻痺に備え、市民への情報伝達手段として、広報車両、緊急速報メール、市ホームページ、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、多様な媒体による伝達体制の確立を図る。
- **防災（防火を含む。）意識の高揚、防災（防火を含む。）教育の充実（再掲）**
- **自主防災組織の育成強化と活性化（再掲）**
- **コミュニティ組織の充実（再掲）**
- **避難行動要支援者等への対応（再掲）**
- **高齢者が安心して暮らせる環境づくり（再掲）**
- **誰もが活動しやすい安心・安全なまちづくり（再掲）**

○ **リスクシナリオ1-4**

リスクシナリオ	災害対応の遅延等により、要救助者・行方不明者が発生する事態
脆弱性の分析・評価	
◇ 情報の収集・伝達について（再掲）	
◇ 地域防災力について（再掲）	
◇ 避難行動の支援について（再掲）	

事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
○	情報収集・伝達体制の強化（再掲）
○	防災（防火を含む。）意識の高揚、防災（防火を含む。）教育の充実（再掲）
○	自主防災組織の育成強化と活性化（再掲）
○	コミュニティ組織の充実（再掲）
○	避難行動要支援者等への対応（再掲）
○	高齢者が安心して暮らせる環境づくり（再掲）
○	誰もが活動しやすい安心・安全なまちづくり（再掲）

【行動目標 2：迅速な救助・救急活動等及び被災者等の健康、衛生状況の確保】

○ リスクシナリオ 2-1

リスクシナリオ	救助・捜索活動等が遅延・不足する事態
脆弱性の分析・評価	
◇	消防救急体制・火災予防について（再掲）
◇	応援・協力体制について <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
○	消防力の充実（再掲）
○	救急・医療対策（再掲）
○	相互応援・協力体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定等相互応援・協力体制の強化を図るとともに、防災協力会等と協力体制の強化を図る。

○ リスクシナリオ 2-2

リスクシナリオ	被災地域及び避難所の衛生状態が悪化する事態
脆弱性の分析・評価	
◇	市民の健康管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の発生・まん延を防止するため、平常時から予防接種等、市民の健康管理を促進する必要がある。
◇	下水道施設について <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に汚水処理機能を維持するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、老朽化している施設の長寿命化を図る必要がある。

- ◇ 避難所の衛生環境及び避難者の健康管理について
 - ・ 避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、適切な感染防止対策を講じる必要がある。
 - ・ 避難が長期化した場合の避難者の健康を適切に管理する必要がある。

事態発生回避及び被害軽減のための取組

- 感染症予防対策の推進
 - ・ 各種予防接種について普及啓発を行い、予防接種率の向上に努める。
 - ・ 平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する啓発を行う。
 - ・ 感染症のまん延を抑制するため、マスク・消毒液等の物資の備蓄を推進する。
 - ・ 計画的な災害用トイレの備蓄を進めるとともに、小学校等の指定避難所について、マンホールトイレの設置を検討する。
- 下水道施設等の耐震化の推進
 - ・ ポンプ場等の主要な下水道施設の耐震化を推進し、災害時における下水道機能の確保に努める。
- 下水道施設等維持管理適正化の推進
 - ・ 下水管渠・ポンプ場など、各施設の「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設全体の長寿命化対策などを講ずることにより適正な維持管理に努める。

【行動目標 3：交通ネットワーク、情報通信機能の確保】

○ リスクシナリオ3-1

リスクシナリオ	建築物の倒壊等により、道路・鉄道等が閉塞し、交通麻痺が長期化する事態
----------------	------------------------------------

脆弱性の分析・評価

- ◇ 公共交通について
 - ・ 災害時の帰宅困難者の発生に備えるため、鉄道の代替手段について検討する必要がある。
 - ・ 災害時の円滑な移動を確保するため、平常時から公共交通の確保維持に努める必要がある。
- ◇ 自転車について
 - ・ 道路の破断、燃料不足等に対応するため、自動車に代わる移動手段として自転車を活用する必要がある。
- ◇ 道路・橋梁について
 - ・ 災害により道路が途絶した場合においても、円滑な移動を確保するため、代替経路を確保する必要がある。また、道路の途絶を防止するため、

- 路面、擁壁・法面、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- ・ 地震による橋梁の倒壊を防止するため、橋梁の耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
 - ・ 道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平常時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。

事態発生の回避及び被害軽減のための取組

○ 災害時の公共交通ネットワークの確保

- ・ 平常時から鉄道事業者やバス事業者などの交通事業者との連携を強化し、災害時の帰宅困難者の抑制や市民の円滑な移動の確保を図る。

○ 地域公共交通網の充実

- ・ バス事業者及び近隣自治体と連携し、既存のバス路線の維持・充実に努め、より広域で誰もが利用しやすい地域公共交通網の形成を検討する。
- ・ 市内循環バス及びデマンドタクシーの利用状況などを踏まえ、新たな公共交通を研究し、利便性の高い地域公共交通網の形成を検討する。
- ・ 最新技術の開発動向を踏まえ、誰もが利用しやすく、容易に目的地に向かうことができる公共交通のあり方について検討する。

○ 災害時における自転車の活用

- ・ 道路の破断、燃料不足、渋滞等により自動車が動けない場合に、被災状況の把握のための現地調査の移動手段として自転車を活用するため、避難所等における公用自転車の配備を継続する。
- ・ 災害時にサイクリングコースが活用できるよう適切に維持・管理する。

○ 鉄道及び道路の整備による東西交通の強化

- ・ 踏切の拡幅、道路の立体交差化の検討及び東武東上線の連続立体交差化を要望し、鉄道による東西分断の解消を図る。

○ 緊急輸送道路の整備促進

- ・ 緊急輸送道路の体系的な整備を推進し、円滑な交通の確保と機能の充実に努める。

○ 他都市と結ぶ広域な幹線道路の整備

- ・ さいたま新都心と富士見市方面を結ぶ核都市広域幹線道路の整備を要望する。

○ 都市計画道路の整備推進

- ・ 都市計画道路の未整備区間の整備を推進し、体系的な道路ネットワークの形成を進める。

- ・ 将来の交通需要などを踏まえ、整備の内容・必要性を検討し、効率的・効果的な整備を進める。

○ 生活道路の整備

- ・ 歩行者が多い主要な生活道路では、歩道やグリーンベルトの設置などによって歩行者の安全性を確保する。
- ・ 歩行者空間の確保に向けては、電線類の地中化などを検討する。
- ・ その他の住宅地内の生活道路については、狭あい道路の解消を進めつつ、交通安全性に配慮し、通過交通対策などを検討する。

○ 歩行者空間のバリアフリー化

- ・ 歩道などのバリアフリー化を進め、誰もが歩きやすく、移動しやすい歩行者空間を確保する。
- ・ 鉄道駅、鉄道駅周辺、通学路及び公共施設周辺などのバリアフリー化を推進する。

○ 自転車走行空間の確保

- ・ 道路の状況や自転車通行量などの状況を踏まえつつ、自転車道又は自転車専用通行帯などの設置を検討し、自転車が安全に走行できる空間確保を図る。

○ 防災インフラの整備と復興事前準備

- ・ 延焼防止や緊急輸送のために幹線道路の整備を推進するとともに、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する。
- ・ 道路施設の修繕を計画的に行い、災害時の避難路及び緊急輸送路の途絶を防ぐ。
- ・ 災害時の避難路及び緊急輸送路を確保するため、橋梁の定期点検を実施するとともに、耐震補強等を推進する。

○ 道路啓開体制の充実

- ・ 平常時から関係団体との協定の締結等により、協力体制を構築するとともに、訓練の充実を図るなど、道路啓開体制の充実を図る。

○ リスクシナリオ 3-2

リスクシナリオ	大量の帰宅困難者が発生する事態
---------	-----------------

脆弱性の分析・評価

◇ 帰宅困難者に対する支援について

- ・ 市内から他市町村等への帰宅困難者に避難場所の確保や水・食料等の提供等の支援を行う必要がある。
- ・ 帰宅困難者に対し、避難場所等で情報収集ができる体制を整備する必要がある。

- ・ 災害発生時に市外に所在する市民に対し、市の災害情報が収集できる体制を整備する必要がある。
- ・ 災害時の帰宅困難者の発生に備えるため、鉄道の代替手段について検討する必要がある。

事態発生回避及び被害軽減のための取組

○ 帰宅困難者の待機場所等の確保

- ・ 公共施設等を帰宅困難者用の一時待機場所もしくは、帰宅困難者支援施設として利用するとともに、避難者用とは別に食料等の備蓄を計画的に実施する。
- ・ 大規模災害時等において、企業等の業務継続計画に帰宅困難者対策について規定することを推奨するとともに、従業員が一時的に待機できるよう備蓄品の備蓄等の体制の整備を促進する。
- ・ 帰宅困難者の一時避難所として、大規模集客施設等の協力体制の整備を推進する。

○ 首都圏での帰宅困難者対策の周知

- ・ 災害時の帰宅困難者による混乱防止及び徒歩帰宅者支援のための対策について、市民への周知を図る。

○ 災害時の公共交通ネットワークの確保

- ・ 平常時から鉄道事業者やバス事業者などの交通事業者との連携を強化し、災害時の帰宅困難者の抑制や市民の円滑な移動の確保を図る。

○ 事業所等の耐震化の推進

- ・ 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備を行うよう周知に努める。

○ 情報収集体制等の整備

- ・ 帰宅困難者等が必要な情報を収集できるよう、公共施設等に災害時に無料で提供できるWi-Fiスポット等の整備を推進する。
- ・ 災害に関する市からの情報提供ができるよう、富士見市LINE及び富士見市防災メールの周知に努める。
- ・ 帰宅困難者等が家族と安否確認ができるよう災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の複数の安否確認手段について、周知に努める。

○ リスクシナリオ 3-3

リスクシナリオ	情報通信が輻輳・途絶する事態
脆弱性の分析・評価	
<p>◇ 情報の収集・伝達について（再掲）</p> <p>◇ 防災拠点施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生後の応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進する必要がある。 ・ 浸水想定区域にある防災拠点施設については、災害対応の適否に大きな影響を及ぼすためその所在する位置を検討するとともに、災害対策本部の代替設置施設を予め決定しておく必要がある。 ・ 災害時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努める必要がある。 ・ 避難者の避難生活における安全を確保するとともに、情報収集手段を確保する必要がある。 <p>◇ 業務の継続について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に行政機能を維持するための業務継続計画（BCP）について、定期的な見直しを実施することが必要である。 	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
<p>○ 情報共有のシステム化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の災害オペレーション支援システムを活用し、情報収集や連絡体制の強化を図る。 <p>○ 防災拠点施設の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点施設について、耐震改修等を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。 ・ 自家発電設備については、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用を検討する。 ・ 平常時から避難所の環境整備を推進するとともに、地域、学校、行政の連携を深め、安全で良好な避難生活の提供を図る。 <p>○ 業務継続計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時には、業務継続計画（BCP）に基づいた優先的に実施すべき業務を迅速かつ的確に行い、行政機能の維持に努める。 <p>○ 情報収集・伝達体制の強化（再掲）</p> <p>○ 情報収集体制等の整備（再掲）</p>	

【行動目標 4：必要不可欠な行政機能の確保】

○ リスクシナリオ 4-1

リスクシナリオ	市庁舎及び職員の被災により、行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
脆弱性の分析・評価	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 防災拠点施設について（再掲） ◇ 業務の継続について（再掲） ◇ 市職員について <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に市職員が迅速かつ的確に対応できるよう、防災教育の徹底を図る必要がある。 ◇ 応援・協力体制について（再掲） 	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員に対する防災教育・研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画等による防災教育を推進するとともに、防災訓練や各種研修を実施し、市職員の防災能力の向上を図る。 ○ 防災拠点施設の機能強化（再掲） ○ 業務継続計画の推進（再掲） ○ 相互応援・協力体制の強化（再掲） 	

【行動目標 5：生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧】

○ リスクシナリオ 5-1

リスクシナリオ	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
脆弱性の分析・評価	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 物資供給について <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生直後は、物資の供給や外部支援が困難となるため、食料、飲料水、生活必需品などを備蓄する必要がある。 ・ 断水時においても市民が水を利用できるよう、水道の代替施設の更新整備、拡充を図る必要がある。 ・ 災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。 ◇ 道路・橋梁について（再掲） 	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、生活必需品の供給体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定避難所生活者数分の食料を現物備蓄により確保する。備蓄、調達品目については、アレルギー対策等を考慮して選定する。 	

- 水道代替施設の更新整備、拡充
 - ・ 断水時に市民が水を利用できるよう、耐震性貯水槽や災害用井戸の更新整備及び災害時協力井戸の拡充を推進する。
- 応急給水体制の確保
 - ・ 断水時に速やかに水を供給できるよう、他自治体等との給水応援体制の整備を推進する。
- 鉄道及び道路の整備による東西交通の強化（再掲）
- 緊急輸送道路の整備促進（再掲）
- 他都市と結ぶ広域な幹線道路の整備（再掲）
- 都市計画道路の整備推進（再掲）
- 生活道路の整備（再掲）
- 歩行者空間のバリアフリー化（再掲）
- 自転車走行空間の確保（再掲）
- 防災インフラの整備と復興事前準備（再掲）
- 道路啓開体制の充実（再掲）
- 相互応援・協力体制の強化（再掲）

○ リスクシナリオ 5-2

リスクシナリオ	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
脆弱性の分析・評価	
◇ 電力・ガス・石油等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に電力・ガス・石油等の供給を維持するため、施設の耐震化を促進するとともに、事業者との連携を図る必要がある。 	
事態発生回避及び被害軽減のための取組	
○ エネルギー供給体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力・ガス・石油等の供給施設の耐震化を促進するとともに、平常時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連携体制を強化する。 	

○ リスクシナリオ 5-3

リスクシナリオ	給水停止が長期化する事態
脆弱性の分析・評価	
◇ 上水道施設について <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に上水道の機能を維持するため、配水池や基幹管路等の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設の更新や長寿命化を進める必要がある。 	
◇ 業務の継続について（再掲）	

◇ 断水時の対応について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水時においても市民が水を利用できるよう、水道の代替施設の更新整備、拡充を図る必要がある。 ・ 災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。

事態発生回避及び被害軽減のための取組

○ 上水道施設の耐震化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水地等、水道施設の耐震化を推進し、災害時の安定的な水の供給に努める。 ・ 避難所や病院等の防災上重要な施設の給水装置の耐震化を促進する。
○ 老朽管の更新
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的に上水道を供給するため、法定耐用年数を経過し、老朽化が見られる配水管の計画的な更新を推進する。
○ 業務継続体制の整備（上水道）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道事業に係る業務継続計画に基づき、災害時の安定的な水の供給に努める。
○ 水道代替施設の更新整備、拡充（再掲）
○ 応急給水体制の確保（再掲）
○ 相互応援・協力体制の強化（再掲）

○ リスクシナリオ 5-4

リスクシナリオ	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
脆弱性の分析・評価	
◇ 下水道施設について（再掲）	
◇ 業務の継続について（再掲）	
事態発生回避及び被害軽減のための取組	
○ 下水道施設等の耐震化の推進（再掲）	
○ 下水道施設等維持管理適正化の推進（再掲）	
○ 業務継続計画の推進（下水道）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業に係る業務継続計画に基づき、災害時の汚水処理機能の維持に努める。

【行動目標 6 : 経済活動の機能維持】

○ リスクシナリオ 6-1

リスクシナリオ	農業の生産力が大幅に低下する事態
脆弱性の分析・評価	
<p>◇ 農地等の保全管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害による地域コミュニティの脆弱化に起因する農地等の荒廃を防止するため、平常時から地域等による農地・農業施設等の適切な保全管理を促進する必要がある。 ・ 農地用の水資源の機能維持を図るため、農業用水利施設等の適切な保全管理を促進する必要がある。 <p>◇ 家畜の疾病防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の感染症発生を防止するため、家畜の疾病防止対策を継続して行う必要がある。 	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
<p>○ 農業生産基盤の整備と保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業を支える道路や用排水路の整備を進め、生産性の向上と営農効率を高め農業経営の安定を図る。 ・ 農業者以外の多様な主体の参画を促し地域住民が一体となり、地域の財産である農地や農業施設を管理・保全する活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図る。 ・ 農作物への鳥獣被害を抑制するため、地域・関係機関と連携し、対応策の推進を図る。 <p>○ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性と収益性が高く効率的で安定的な農業経営体を育成するため、担い手の育成を図る。また、今後の地域農業を担う新規就農者の確保に努める。 <p>○ 優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業は食料の生産のみではなく、国土や自然環境の保全や集落機能の維持など多方面にわたり地域住民の生活に不可欠な存在であることから、優良農地の積極的な保全に努める。 ・ 地域の担い手への農地の集積・集約化を進め、荒廃農地の発生防止と解消に努める。 <p>○ 畜産の防疫対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の感染症等の発生時における迅速な情報収集や初動対応の体制を整備し、適切な運用を図る。 	

○ リスクシナリオ 6-2

リスクシナリオ	産業の生産力が大幅に低下する事態
脆弱性の分析・評価	
<p>◇ 企業の業務継続について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に企業活動を維持するため、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。 <p>◇ 保育サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時においても市民の仕事と家庭の両立を図り、企業活動を維持するため、平常時から保育サービスの充実を図る必要がある。 	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
<p>○ 企業の業務継続体制の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定を企業に促進し、企業活動の停滞の防止を図る。 <p>○ 職業と家庭の両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育サービスや放課後児童対策の充実を図り、災害時においても、職業と家庭の両立を支援できる体制整備を推進する。 	

【行動目標 7：二次災害の防止】

○ リスクシナリオ 7-1

リスクシナリオ	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
脆弱性の分析・評価	
<p>◇ 消防体制・火災予防について（再掲）</p> <p>◇ 市街地について（再掲）</p> <p>◇ 文化財等の保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼失、滅失等により、復元が困難な文化財等を保護するため、保存施設の耐震対策や防火整備の強化を進める必要がある。 	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
<p>○ 消防力の充実（再掲）</p> <p>○ 防災（防火を含む。）意識の高揚、防災（防火を含む。）教育の充実（再掲）</p> <p>○ 自主防災組織の育成強化と活性化（再掲）</p> <p>○ コミュニティ組織の充実（再掲）</p> <p>○ 住環境に悪影響を及ぼす空家等への措置（再掲）</p> <p>○ 災害に強い都市づくり（再掲）</p>	

○ 文化財の保護

- ・ 文化財等を適切に管理、保護するため、文化財の保存状況を的確に把握し、保存について所有者を支援するとともに、施設等の強化を推進する。

○ リスクシナリオ 7-2

リスクシナリオ	危険物・有害物質等が流出する事態
脆弱性の分析・評価	
◇ 有害物質等の拡散・流出による健康被害について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物、有害物質が拡散・流出した場合に、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制を構築することが必要である。 ・ 倒壊建屋等から、有害物質の拡散・流出防止対策を図る必要がある。 	
事態発生回避及び被害軽減のための取組	
○ 消防等関係機関との連携	
危険物、有害物質が拡散・流出した場合、消防や専門業者等の関係機関と連携した、有害物資の感知、情報共有及び回収・処理体制構築に努める。	
○ 特別管理廃棄物の処理体制	
石綿（アスベスト）の飛散防止対策を徹底するとともに、石綿を含む特別管理廃棄物について、適正な処理体制づくりを推進する。	

【行動目標 8：迅速な復旧・復興】

○ リスクシナリオ 8-1

リスクシナリオ	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
脆弱性の分析・評価	
◇ 災害廃棄物の処理について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、環境保全に支障のない一時仮置場の確保を図る必要がある。 	
事態発生回避及び被害軽減のための取組	
○ 計画に基づく災害廃棄物処理の推進	
「富士見市災害廃棄物処理計画」を策定し、国・県・他自治体・民間企業等との協力体制の確立、資機材の確保、一時仮置場候補地の選定などを推進する。	

○ リスクシナリオ 8-2

リスクシナリオ	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
脆弱性の分析・評価	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 応援・協力体制について（再掲） ◇ 道路・橋梁について（再掲） ◇ ボランティアの受入について <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧・復興時のボランティア活動の円滑化を図るため、受入体制を整備する必要がある。 ◇ 地籍調査について <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の迅速な復旧・復興と公共事業の円滑化を図るため、地籍調査を推進する必要がある。 	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相互応援・協力体制の強化（再掲） ○ 道路啓開体制の充実（再掲） ○ ボランティア受入体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受援計画を策定するとともに、ボランティアセンターの機能強化を図るなど、災害ボランティアの受入体制の充実を図る。 ○ 地籍調査事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧・復興時に公共事業を円滑に行うため、土地境界の把握に必要な地籍調査を実施する。 	

○ リスクシナリオ 8-3

リスクシナリオ	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性の分析・評価	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域防災力について（再掲） ◇ 避難行動の支援について（再掲） ◇ 被災者の支援について <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生活再建のための体制の整備を推進する必要がある。 	
事態発生の回避及び被害軽減のための取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の育成強化と活性化（再掲） ○ コミュニティ組織の充実（再掲） ○ 防災（防火を含む。）意識の高揚、防災（防火を含む。）教育の充実（再掲） 	

- 防犯体制の充実強化
 - ・ 被災後の治安悪化を防止するため、平常時から自主防犯パトロール隊の育成や活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を促進する。
- 避難行動要支援者等への対応（再掲）
- 高齢者が安心して暮らせる環境づくり（再掲）
- 誰もが活動しやすい安心・安全なまちづくり（再掲）
- ボランティア受入体制の整備（再掲）
- ボランティア活動の環境整備
 - ・ 平常時からボランティアの育成や、ボランティアコーディネーターの養成・研修の充実を図るとともに、社会福祉協議会及びボランティア関係団体・NPO法人との連携・協力体制の充実を促進する。

第5章 施策分野ごとの強靱化に向けた方針

5-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、国の基本計画及び県の地域計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定する。

個別施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

5-2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野の関係

		施策分野													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	国土保全	ライフライン	教育	土地利用	環境
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)															
1-1	火災により、死者・負傷者が発生する事態	○	○	○	○				○						○
1-2	建築物の倒壊により、死者・負傷者が発生する事態	○	○	○	○				○						○
1-3	異常気象等により、死者・負傷者が発生する事態	○	○	○	○					○	○	○			○
1-4	災害対応の遅延等により、要救助者・行方不明者が発生する事態	○					○						○		
2-1	救助・捜索活動等が遅延・不足する事態	○	○	○	○				○						
2-2	被災地域及び避難所の衛生状態が悪化する事態	○		○	○	○					○		○		○
3-1	建築物の倒壊等により、道路・鉄道等が閉塞し、交通麻痺が長期化する事態		○						○		○	○		○	○
3-2	大量の帰宅困難者が発生する事態	○				○	○		○			○			
3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態	○					○					○			
4-1	市庁舎及び職員の被災により、行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○					○	○	○		○	○	○	○	
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○				○			○			○	○		
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					○		○	○			○			
5-3	給水停止が長期化する事態	○						○		○	○	○	○		
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	○								○	○	○	○		○
6-1	農業の生産力が大幅に低下する事態									○	○	○		○	
6-2	産業の生産力が大幅に低下する事態					○		○	○			○			
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○	○												○
7-2	危険物・有害物質等が流出する事態														○
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態		○												○
8-2	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	○				○		○			○				○
8-3	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	○			○								○	○	

5-3 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの取組の方向性は、次に示すとおりである。

(【 】内は、関連する課名)

1 行政機能

取組の方向性
<p>◇ 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減【危機管理課、職員課】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大規模災害においては、本市管轄の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。・ 地域防災力の要となる消防団員の確保のための広報・周知活動を実施し、地域の消防力強化を図る。・ 大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、職員を対象とした研修や訓練を実施する。 <p>◇ 防災活動拠点等の強化【危機管理課、職員課、公共施設マネジメント課、交流センター、コミュニティセンター、都市計画課、まちづくり推進課、道路治水課、建築指導課、下水道課、公民館】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総合防災訓練等、消防や警察、自衛隊なども参加した合同訓練の実施や「富士見市地域防災計画」の見直し等を行う。また、県等の実施する防災訓練等に継続的に参加し、本市の災害対応力の向上を図る。・ 市役所本庁舎の建て替えにより、防災拠点機能を強化した新庁舎の整備を計画する。・ 防災活動拠点等の汚水処理機能確保のため、「下水道総合地震対策計画」を策定し、災害時に最低限の汚水処理機能を確保する。・ 中央防災倉庫の建設を検討する。・ 実践的な防災体制を維持するため、災害対策本部代替設置施設、物的・人的資源の確保を進める。・ 市内の防災拠点（避難所等）において、災害時に備え物資の備蓄、非常用発電等の整備や拠点施設の維持管理を行う。・ 防災活動拠点等へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルートが多重化を図る。・ 緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進める。

◇ **災害情報の共有と市民への適切な提供【危機管理課、秘書広報課、文化・スポーツ振興課、福祉政策課、障がい福祉課、高齢者福祉課、道路治水課、下水道課】**

- ・ 市が発令する避難指示等の災害情報を市ホームページに掲載する。
- ・ 市民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、市の防災メール、防災アプリ、防災行政無線、広報車等の適切な運用、市ホームページ・SNS（ツイッター等）・ケーブルテレビ・コミュニティFMなどの複数媒体による情報伝達方法の確保や放送等の難聴エリア対策等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。
- ・ 外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行う。また、要配慮者に対し、適切に情報が伝達できる体制を整備する。
- ・ 洪水時における消防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を収集・提供する。

◇ **応急対応に必要な非常用電源等の確保【公共施設マネジメント課、交流センター、コミュニティセンター、健康増進センター、環境課、道路治水課、下水道課、水道課、教育政策課、公民館】**

- ・ 市有施設の大規模改修等の際に太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備の導入等について検討する。また、蓄電池や電気自動車の導入を推進する。
- ・ ワクチン等の医薬品保管施設では、停電時に適切な温度管理が維持できるよう非常用電源設備の適切な維持管理を行う。
- ・ 浄・配水施設では、停電時に送水が継続できるよう非常用自家発電設備の適切な維持管理を行う。
- ・ 下水道施設では、停電時に下水処理を継続できるよう非常用電源設備を確保する。

◇ **職員派遣体制の確立【危機管理課、職員課】**

- ・ 被災地に対する人的支援を円滑に行うため、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担等に関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県や近隣市町との協力のあり方についても整理する。
- ・ 職員の災害対応力という観点からも、積極的な職員派遣を行い、得た知識や経験を「富士見市地域防災計画」の改定及び研修等に役立てる。
- ・ 被災地で不足している専門的人材を派遣できるよう、専門的知識や技術を有する人材の情報管理及び育成を行う。

- ・ 業務に応じた人的支援が実施できるよう派遣可能者リストを事前に作成しておく。

◇ **支援・受援体制の確立【危機管理課、職員課、ICT推進課、社会福祉協議会】**

- ・ 国や県、近隣市町からの支援を迅速かつ的確に受け入れるため、受援計画を策定する。
- ・ 円滑に他市等からの応援要請や受け入れができるよう、迅速な情報収集、役割分担や情報提供方法、OA機器等の準備等に関し検討・整理する。
- ・ 被災地でのボランティアのニーズと支援をマッチングするコーディネーターの養成等について検討する。

◇ **行政機関の業務継続の確保【危機管理課、各所管課】**

- ・ 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを実施し、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。

◇ **応急復旧の体制整備【危機管理課、各所管課】**

- ・ 国や県と連携するほか、災害時相互応援協定等を締結している自治体、民間企業等と協力し、資機材の調達等、応急復旧の体制強化を図る。
- ・ 「富士見市地域防災計画」の検証と見直しを実施し、応急復旧方法・対処方法等の強化を図る。
- ・ 市民の安否及び被災状況の確認の実施方法等を検討する。

2 住宅・都市

取組の方向性

◇ **住宅・建築物の耐震化等の促進【危機管理課、公共施設マネジメント課、保育課、福祉政策課、障がい福祉課、高齢者福祉課、健康増進センター、都市計画課、建築指導課、教育政策課、公民館】**

- ・ 「公共施設個別施設計画」に基づき、施設の統廃合を進めるとともに、適切な維持管理を行う。
- ・ 建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。
- ・ 学校施設については、トイレの洋式化や老朽化した校舎の大規模改修を計画的に進める。
- ・ 保育所等の社会福祉施設については、計画的に施設の維持管理を実施するとともに、老朽化した施設については建替え若しくは、長寿命化を行う。

- ・ 地震時の液状化について、液状化可能性マップを周知する。
- ・ 震災直後の宅地及び建築物の危険度を判定する被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士を養成・訓練し、判定体制の整備に努める。

◇ **空家等対策の促進【環境課、建築指導課】**

- ・ 大規模災害発生時に空家等の倒壊などによる二次被害を防ぐため、所有者等に適正管理を促す。
- ・ 老朽空家等の除却及び空家等の利活用を支援する。
- ・ 空家等及びその跡地の流通促進を図るため、不動産関係団体と連携を図り、空家バンク等の活用を推進する。

◇ **災害に強い都市づくり【危機管理課、都市計画課、道路治水課、教育政策課、交流センター、コミュニティセンター、公民館】**

- ・ 耐火性の高い建築物への建替えの促進により、まちの不燃化を推進するとともに、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進する。
- ・ 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。
- ・ 防災拠点（避難所等）として指定している施設では、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用できるよう防災訓練等を実施する。
- ・ 水害・土砂災害に対し、安全性の高い市街地への居住誘導及び浸水が想定される地域においては、浸水被害を受けにくい建築物の誘導について検討する。

3 保健医療

取組の方向性

◇ **災害時医療体制の確保【危機管理課、保育課、子ども未来応援センター、みずほ学園、障がい福祉課、健康増進センター】**

- ・ 医師会等関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制を確立するとともに、消防と連携し、後方医療機関への搬送体制の整備を推進する。
- ・ 災害時の医薬品等を確保するため、薬剤師会及び民間の医薬品販売業者等との連携を図る。
- ・ 避難所等での避難者の疾病予防、疾病の早期発見及び精神的なケアを実施するため、保健師等医療系有資格者などによる健康管理指導体制を構築する。

◇ **感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保【危機管理課、交流センター、コミュニティセンター、健康増進センター、資料館】**

- ・ 平常時から適切な健康診断や予防接種の推進、感染症予防に関する啓発を行う等、関係機関とも連携し、感染症対策を推進する。
- ・ 避難所等の感染症対策を徹底するため、パーティションやマスク等の感染症対策物品の確保・備蓄を計画的に実施する。
- ・ 避難所等での感染症患者の早期発見及び感染症拡大防止のため、保健師等医療系有資格者などによる避難所等への巡回により、感染症の発生予防、トイレの適切な使用等の助言を実施する体制を構築する。

4 福祉

取組の方向性

◇ **要配慮者等への配慮の確保【危機管理課、文化・スポーツ振興課、保育課、福祉政策課、障がい福祉課、高齢者福祉課、公民館】**

- ・ 避難行動要支援者名簿をもとに、個別計画の策定を推進するとともに、町会・自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を確保し、地域における要配慮者支援体制を構築する。
- ・ 要配慮者を対象とした防災訓練を実施する。
- ・ 保育所等の社会福祉施設や福祉避難所については、計画的に維持管理するとともに、老朽化した施設については建替え若しくは、長寿命化を行う。
- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児等に対する各種サポート事業や施設整備を進めるとともに、災害時の情報伝達や避難行動等について周知を図る。

5 エネルギー

取組の方向性

◇ **省エネルギー化の推進【公共施設マネジメント課、環境課、建築指導課、各所管課】**

- ・ 市有施設の改修工事に際し、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減するため、高効率機器や省エネ器具の導入を進める。
- ・ 電気と熱を同時につくる高効率なコージェネレーションシステムの普及啓発を進める。
- ・ エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量を削減するため、住宅の省エネ改修（窓・床・天井・壁の断熱改修）を促進する。

◇ **再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【公共施設マネジメント課、環境課】**

- ・ 太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。また、蓄電池や電気自動車の導入を推進する。
- ・ エネルギーの安全・安心を確保するため、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進する。
- ・ 高効率発電が可能な大規模焼却施設の導入及びバイオガス化施設の導入を検討する。

◇ **次世代自動車の普及【公共施設マネジメント課、環境課】**

- ・ EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の充電インフラの整備、自動車の蓄電池の電力を家庭で利用する設備（V2H）の設置支援を進める。また、次世代自動車の導入を推進する。

6 情報通信

取組の方向性

◇ **情報通信体制の強化【危機管理課、秘書広報課、ICT推進課、協働推進課、交流センター、コミュニティセンター、保育課、健康増進センター、教育政策課、生涯学習課、公民館、資料館】**

- ・ 大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう、情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）の検証と見直しを実施し、非常時優先業務に必要なICT資源（情報システムや情報ネットワーク）の継続性を確保する。また、情報システムが利用できない場合を想定し、衛星の活用などの情報通信体制の多重化を推進するよう努める。
- ・ 災害対応時の情報通信機能等の強化を図るため、災害オペレーション支援システムの適切な維持管理を行うとともに、災害対策に必要なICT機器及び「自治体クラウド」を含むシステムを計画的に整備する。
- ・ 民間の事業者が提供するサービス等も含め、多様な情報発信手段を確保するとともに、公共施設における公衆無線LANの整備を計画的に進める。
- ・ 防災行政無線や広報車の使用、町会・自主防災組織等住民組織を経由した伝達、パソコンや携帯電話・スマートフォンでの防災メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用、公共施設やホームページへの掲示等、あらゆる方法により、市民等への情報伝達手段を確保するとともに、新たな情報伝達手段について研究し、引き続き情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。

7 産業

取組の方向性

- ◇ **平常時からの産業創出【産業経済課、都市計画課】**
 - ・ 企業ニーズの把握に努め、本市への企業誘致の促進と市内における操業環境の向上を図る。
- ◇ **金融機能・産業機能の維持【産業経済課】**
 - ・ 市内中小企業における業務継続計画（BCP）の策定について、富士見市商工会と連携し、普及・啓発を行うとともに、策定する企業に対する支援を行う。
 - ・ 県制度融資の経営安定資金（災害復旧関連）により、被災時の民間企業の事業継続を支援する。
- ◇ **産業を担う人材の育成・確保【産業経済課】**
 - ・ 退職金制度の支援や資格取得の補助などにより、市内事業所への採用や職場定着を支援する。

8 交通

取組の方向性

- ◇ **鉄道施設の耐震化等による安全性の向上【道路治水課、整備事務所】**
 - ・ 既存の踏切については、拡幅による改善を検討する。
 - ・ 東武東上線の連続立体化を継続して要望するとともに、駅周辺の道路については立体交差化を検討する。
 - ・ 駅前広場や駅周辺では、交通結節点としての機能向上のため、歩きやすい環境を確保するとともに、土地区画整理事業を推進する。
- ◇ **道路ネットワークの整備・通行の確保【危機管理課、都市計画課、道路治水課】**
 - ・ 道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進める。
 - ・ バス事業者及び近隣自治体と連携し、既存より広域な地域公共交通網の形成を検討する。
 - ・ 防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる核都市広域幹線道路の整備を要望するとともに、都市計画道路の未整備区域の整備を推進する。
 - ・ 主要な生活道路では、歩道やグリーンベルトの設置を推進するとともに、電柱倒壊による道路の閉塞、電力の供給停止を防ぐためにも無電柱化を推進する。

- ・ 平常時の高齢者等の円滑な移動及び災害時の避難行動の容易化を図るため、歩道などのバリアフリー化を促進する。
- ・ 道路や自転車通行量の状況を踏まえ、自転車道、自転車専用通行帯などの設置を検討する。
- ・ 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策などの対策により幹線道路の交通網の確保対策を図る。
- ・ 緊急輸送道路等の耐震補強、インターチェンジ等への物流ルートとのアクセス確保のための道路整備を推進する。
- ・ 緊急自動車の迅速な通行や延焼を防止するため、狭あい道路の拡幅等、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。

◇ **道路施設の耐震化等による安全性の向上【道路治水課】**

- ・ 道路の安全確保及び経年劣化に対応するため、旧耐震基準で建設された橋梁等の耐震補強を進めるとともに、「道路における舗装の個別施設計画」、「富士見市橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕や更新を進める。

9 農業

取組の方向性

◇ **平常時からの農業生産の確保【農業振興課】**

- ・ 若者の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進めるとともに、関係機関が連携して新規就農者の育成等を支援する。
また、荒廃農地解消や農地集約により農地の健全な維持を図り、生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を進める。
- ・ 基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。水利組合、土地改良区等へ農地の多面的機能の周知を進め、農地維持を進める。
- ・ 農作業の効率化や省力化による生産性の向上を図るため、スマート農業を推進する。

10 国土保全

取組の方向性

- ◇ **治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【都市計画課、まちづくり推進課、道路治水課、下水道課】**
 - ・ 浸水による被害の広域化、長期化を防ぐとともに、迅速な再建・回復ができるよう、河川の整備や老朽化しているポンプ施設の計画的な長寿命化により、大規模自然災害時の被害を最小限に抑える。
 - ・ 河川事業における河川管理施設については、「排水機場等長寿命化計画」に基づき管理を行う。
- ◇ **土砂災害等の警戒避難体制の整備及び適切な構造規制の実施【危機管理課、道路治水課、建築指導課】**
 - ・ 土砂災害により被害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域について、警戒避難体制等の整備を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域の建築物の構造規制等を適切に指導する。
 - ・ 市が所有するがけ地の安全対策を推進する。

11 ライフライン

取組の方向性

- ◇ **市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化【環境課、農業振興課、都市計画課、道路治水課、下水道課】**
 - ・ 雨水排水施設、河川や水路及び排水ポンプの整備促進を図る。
 - ・ 農地や緑地の保全により、土地の持つ遊水機能を保持する。
 - ・ 生活排水等を適切に処理するため、下水道、浄化槽等の適切な整備を進める。
 - ・ 下水道施設では、停電時に下水処理を継続できるよう非常用電源設備を確保する。
 - ・ 「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の点検調査、機能診断を行い、修繕、改築更新を実施する。
 - ・ 緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策、老朽蓋の交換を実施する。
 - ・ 災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急対応が実施できるよう備える。また、災害時の下水道使用による溢水や応急復旧の遅れを防ぐため下水使用制限要請ができるよう備える。

◇ **安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【危機管理課、水道課】**

- ・ 水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視するとともに、水質に応じた適切な浄水処理を実施する。
- ・ 浄・配水施設の耐震化、非常用自家発電設備の整備を計画的に進める。
- ・ 災害時の給水機能を確保するため、防災井戸及び協力井戸の保守、点検及び水質検査を継続する。

12 教育

取組の方向性

◇ **学校の災害対応力の向上【危機管理課、教育政策課、学校教育課、学校給食センター】**

- ・ 学校の危機管理体制の整備・充実を図るため、教職員の危機管理能力の向上に努めるとともに、各学校において地域の関係機関との連携を推進する。
- ・ 小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるとともに、地域に貢献できる児童生徒を育成するため、実践的な防災教育や避難訓練を実施する。
- ・ 学校施設については、トイレの洋式化や感染症対策、老朽化した校舎の大規模改修を計画的に進める。
- ・ 老朽化した学校給食センターの災害対応機能を備えた施設への更新を検討する。

◇ **文化財の保存【生涯学習課、資料館】**

- ・ 文化財を適切に保存、活用していくために、資料を効率的に収蔵、管理できる施設を含めた保存体制を拡充する。

13 土地利用

取組の方向性

◇ **計画的な土地利用と地籍調査の推進【都市計画課、まちづくり推進課】**

本市におけるまちづくりの理念を実現するため、「富士見市都市計画マスタープラン」に基づく土地利用を計画的に形成する。また、災害復旧・復興の迅速化を図るため、計画的に地籍調査を進める。

◇ **発災前からの都市の復興への備え【危機管理課、建築指導課、各所管課】**

- ・ 被災後、早期に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討など、大規模自然災害を想定した復興準備の取組を明確化する。

- ・ 迅速な復旧・復興を推進するため、富士見市災害対策協力会等の地域建設業者との連携強化により、人員や重機等資機材の確保を図る。
- ・ 復興期に必要なとなる住戸の確保について、住宅の自力再建ができるよう地震保険の啓発を進めるとともに、公営住宅の空き住戸の提供や災害公営住宅の整備等、効果的な住宅対策に努める。また、埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部等の協力を受け、民間賃貸住宅への入居支援を行う。

14 環境

取組の方向性

- ◇ **災害廃棄物の適正処理の推進【環境課】**
 - ・ 短期間に大量に発生する災害廃棄物を適切に処理するための災害廃棄物処理計画を策定する。
- ◇ **有害物質等の流出対策の確実な実施【危機管理課、環境課、各所管課】**
 - ・ 事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、流出事故に迅速に対応するための、資機材の確保及び対応体制を整備する。

15 地域づくり・リスクコミュニケーション

取組の方向性

- ◇ **自助と共助による地域単位の防災力の向上【危機管理課、協働推進課、高齢者福祉課、公民館、各所管課】**
 - ・ 減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具類の固定及び感震ブレーカー設置支援、出前講座による啓発、3日分以上の水・食料の日常備蓄に市民が取り組むよう働きかける防災事業等を継続する。
 - ・ 地域での共助の取組の中心となる自主防災組織の活動及び資機材整備の取組支援を行うとともに、富士見防災リーダー及び防災リーダー養成指導員を育成する。また、必要により、防災訓練に協力し、防災力の向上に寄与する。
 - ・ 元気な高齢者等、多くの市民が地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくり等の支援を進める。
- ◇ **防災知識の普及啓発【危機管理課、協働推進課、福祉政策課、下水道課】**
 - ・ 自助、共助の観点から災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた「富士見市防災ガイドブック」を作成するとともに、民間団体等と連携して防災知識の普及啓発を図る。

- ・ 水害被害抑制のため、洪水・内水ハザードマップ及びマイ・タイムラインの普及啓発に努め、被害の縮小と市民の自助意識・防災意識の向上を図る。
- ・ 自主防災組織、町会等の地域団体や民間企業等を対象とした出前講座を継続する。

◇ **総合的な防犯対策の協力【協働推進課、交流センター、コミュニティセンター、道路治水課、公民館】**

- ・ 地域による防犯活動の推進、公共空間への防犯カメラ等の整備による総合的な防犯対策に協力する。

◇ **平常時からの連携関係の確立【危機管理課】**

- ・ 災害対応の実効性を高めるため、自治体や民間企業等と災害時応援協定を幅広く締結する。
- ・ 避難所に物資が迅速に届くよう、災害時の物資輸送については、民間企業等との協定締結等により、連携の強化を図る。また、市内の民間倉庫等に救援物資の一時保管や機材・人材の派遣等について検討する。

◇ **帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援【危機管理課、産業経済課、建築指導課、交流センター、コミュニティセンター、公民館】**

- ・ 帰宅困難者が事業所や施設等に留まれるよう、民間企業等に帰宅困難者対策について協力を依頼する。
- ・ 大規模震災時の帰宅困難者対策のため、民間企業も含めた一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者用の備蓄を継続する。
- ・ 災害発生直後の帰宅困難者による混乱を防止するため、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」で決定された「一斉帰宅抑制の基本方針」について周知する。
- ・ 徒歩帰宅者が安全に帰宅できるよう「災害時帰宅支援ステーション」及び「徒歩帰宅の心得7カ条」について周知する。

◇ **避難所の公衆衛生と生活の質の確保【危機管理課、職員課、環境課、健康増進センター】**

- ・ 平常時から、避難所運営訓練や研修を実施するとともに、災害発生時の役割分担や受援体制に関する整備等を進める。
- ・ 平常時から、飼育動物に係る災害時の備えについて「彩の国動物愛護推進委員ちーむふじみ」等と協力して、啓発を行う。
- ・ 車中泊避難の避難者対応等を検討するとともに、エコノミークラス症候群防止等の車中泊避難についての注意事項等を周知する。

- ・ 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、段ボールベッド及び簡易ベッド等の準備を推進する。
- ・ 感染症対策及び衛生管理等の公衆衛生を踏まえた避難所開設・運営について、習熟を図る。

◇ **避難所運営【危機管理課、福祉政策課、学校教育課】**

- ・ 避難所における要配慮者への支援等について検討する。
- ・ 避難所運営関係者が有効に活用できる情報収集手段等を整備する。
- ・ 避難所運営に係る、地域住民、学校職員及び市の職員に対し、基礎的な避難所運営の知識を普及するとともに、避難所運営体制を整備する。
- ・ 要配慮者を対象とした訓練実施を検討するとともに、福祉避難所の環境整備等を行う。

16 老朽化対策

取組の方向性

◇ **公共施設の計画的な老朽化対策の推進【公共施設マネジメント課、教育政策課、各所管課】**

- ・ 公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、「公共施設個別施設計画」に基づき、長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化等を進める。

5-4 施策分野ごとの重点的に推進する取組の設定

本計画では、県の地域計画にある重点的に推進する取組の設定との調和に留意しつつ、第4章で設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」単位で、地域及び想定する災害の特性等を踏まえ、取組の重点化を図る。

表 重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

事前に備える目標 (行動目標)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	人命の保護	1-1	火災により、死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、死者・負傷者が発生する事態
		1-3	異常気象等により、死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応の遅延等により、要救助者・行方不明者が発生する事態
2	迅速な救助・救急活動等及び被災者等の健康、衛生状況の確保	2-2	被災地域及び避難所の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	建築物の倒壊等により、道路・鉄道等が閉塞し、交通麻痺が長期化する事態
		3-2	大量の帰宅困難者が発生する事態
		3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態
4	必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市庁舎及び職員の被災により、行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	給水停止が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
6	経済活動の機能維持	6-1	農業の生産力が大幅に低下する事態
		6-2	産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害の防止	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
8	迅速な復旧・復興	8-2	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

5-5 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、施策分野ごとの取組の方向性から、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」を発生させないための主な取組を整理する。

事前に備える目標（行動目標）	
1	人命の保護
2	迅速な救助・救急活動等及び被災者等の健康、衛生状況の確保
3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保
4	必要不可欠な行政機能の確保
5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧
6	経済活動の機能維持
7	二次災害の防止
8	迅速な復旧・復興

1 行動目標1「人命の保護」

(1) 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

1-1	火災により、死者・負傷者が発生する事態
1-2	建築物の倒壊により、死者・負傷者が発生する事態
1-3	異常気象等により、死者・負傷者が発生する事態
1-4	災害対応の遅延等により、要救助者・行方不明者が発生する事態

※は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

(2) 主な取組

- 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 災害情報の共有と市民への適切な提供
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 災害に強い都市づくり
- 情報通信体制の強化
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 学校の災害対応力の向上

2 行動目標2「迅速な救助・救急活動等及び被災者等の健康、衛生状況の確保」

(1) 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

2-1	救助・捜索活動等が遅延・不足する事態
2-2	被災地域及び避難所の衛生状態が悪化する事態

※は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

(2) 主な取組

- 防災活動拠点等の強化
- 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保
- 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 避難所の公衆衛生と生活の質の確保

3 行動目標3「交通ネットワーク、情報通信機能の確保」

(1) 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

3-1	建築物の倒壊等により、道路・鉄道等が閉塞し、交通麻痺が長期化する事態
3-2	大量の帰宅困難者が発生する事態
3-3	情報通信が輻輳・途絶する事態

※は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

(2) 主な取組

- 情報通信体制の強化
- 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上
- 道路ネットワークの整備・通行の確保
- 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援

4 行動目標4「必要不可欠な行政機能の確保」

(1) 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

4-1	市庁舎及び職員の被災により、行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
-----	---

※は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

(2) 主な取組

- 防災活動拠点等の強化
- 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- 支援・受援体制の確立
- 行政機関の業務継続の確保
- 防災知識の普及啓発

5 行動目標5「生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧」

(1) 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3	給水停止が長期化する事態
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

※は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

(2) 主な取組

- 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上

6 行動目標6「経済活動の機能維持」

(1) 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

6-1	農業の生産力が大幅に低下する事態
6-2	産業の生産力が大幅に低下する事態

※は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

(2) 主な取組

- 平常時からの産業創出
- 金融機能・産業機能の維持
- 産業を担う人材の育成・確保
- 平常時からの農業生産の確保

7 行動目標7「二次災害の防止」

(1) 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2	危険物・有害物質等が流出する事態

※は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

(2) 主な取組

- 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 災害に強い都市づくり
- 道路ネットワークの整備・通行の確保

8 行動目標8「迅速な復旧・復興」

(1) 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
8-2	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

※は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

(2) 主な取組

- 支援・受援体制の確立
- 応急復旧の体制整備
- 産業を担う人材の育成・確保
- 発災前からの都市の復興への備え
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上

第6章 地域強靱化の推進に向けて

6-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

本計画に関する具体的な取組については、本計画の第5章及び富士見市地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとする。

本計画は、市だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本市における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。本計画の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、市民、民間企業、医療機関、行政機関等、社会を構成する主体が担う役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

1 市民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。平常時から備える家具類の固定、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の体験、3日以上の水・食料の日常備蓄の「3つの自助の取組」等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

2 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、市民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続することが期待される。また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

3 医療機関の役割

大規模自然災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助であり、最も早く医療救護活動を開始できる被災地内の医療機関の役割は重要である。被災地となった場合には、災害拠点病院を始めとする地域の医療機関において被災時にも医療活動を継続できるよう備えるとともに、災害時特有の重篤救急患者の救命医療を行えることが期待される。

加えて、被災地とならなかった場合においても、負担が大きくなる被災地内の医療機関や災害拠点病院から患者受入等の支援ができるよう平常時から連携関係等を強化しておくことが期待される。

4 行政機関の役割

本市の強靱化を実効あるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視して、本市の実情や特性を踏まえた地域強靱化の取組を国及び県と一体となり、総合的かつ計画的に進めることが必要である。

また、市民、民間企業、医療機関等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

6-2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年の国連サミットにおいて加盟国（193か国）の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を2030年までに実現するための国際目標である。

本市でも、持続可能な開発目標（SDGs）を総合計画に取り込み、社会・経済・環境の3側面のバランスの取れた政策の推進を促している。

本計画に掲げる施策は、本市が目指す理想の“未来”の3つの視点の1つ「恵まれた生活環境」の実現に資するものであり、全庁が一丸となって本市の強靱化に向けた取組を推進していく。



富士見市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

6-3 進捗状況の把握

本市では、“まちづくり”の指針である「総合計画」の指標により、進捗の評価を行っている。本計画においても、この指標との連携を図り、進捗状況の把握を行っていく。

6-4 計画の見直し

本計画については、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して計画内容の見直しを行うこととする。